

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 教育学研究科改組の必要性	
(2) 教育学研究科（専門職学位課程）の人材養成の基本方針	
2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	5
(1) 研究科，専攻の名称	
(2) 学位の名称	
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	6
(1) 教育課程の基本的な考え方	
(2) 教育課程編成の特色	
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	12
(1) 教員組織の編成の考え方及び特色	
(2) 教員組織の年齢構成について	
5. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	13
(1) 標準修了年限・修了要件	
(2) 履修方法	
(3) 履修指導	
(4) 教育上の工夫	
(5) 厳格な成績評価	
(6) 研究の倫理審査体制	
6. 施設・設備等の整備計画	17
(1) 校地，運動場の整備計画	
(2) 校舎等施設の整備計画	
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	
7. 基礎となる学部との関係	18
(1) 学部段階での新たな教員養成の試み	
(2) 教育学研究科の改革	
8. 入学者選抜の概要	21
(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	
(2) 選抜方法	
(3) 入学試験	
9. 取得できる免許状	23

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	23
(1) 標準修業年限	
(2) 履修指導等の方法	
(3) 授業の実施方法	
(4) 教員の負担の程度	
(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮, 必要な職員の配置	
(6) 入学者選抜の概要	
11. 管理運営	25
(1) 学内の管理運営体制	
(2) 外部の協議機関	
12. 自己点検・評価	28
(1) 組織評価	
(2) 教員業績評価	
(3) 職員人事評価	
(4) 認証評価	
13. 情報の公表	30
(1) 大学ホームページによる情報提供	
(2) 教育研究活動等に関する情報の公表	
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	33
(1) 教職実践専攻（教職大学院）のFD	
(2) 大学間や教職員支援機構との連携によるFDの実施	

連携協力校等との連携・実習について

1. 連携協力校等との連携	34
(1) 連携協力校との連携について	
(2) 確定している連携協力校（17校）	
(3) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）, 青森県教育委員会指定校（青森県教育委員会による調整）	
(4) 現職教員学生の勤務校（青森県教育委員会による調整）	
(5) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）, 青森県立の高等学校・特別支援学校（青森県教育委員会による調整）	
(6) 教育関連施設との連携について	
(7) 連携協力校等と協働して取り組む課題	
(8) 附属学校の活用について	
2. 実習の具体的計画	42
(1) 実習計画の概要（実習のねらい）	
(2) 実習指導体制と方法	
(3) 連携協力校との連携体制と方法	
(4) 単位認定等評価方法	

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 教育学研究科改組の必要性

1) 背景

本学は、平成 25 年に公表したミッションの再定義（教員養成分野）において、青森県教育委員会等との連携により、地域社会的な役割域密接型を目指す大学として、義務教育諸学校に関する地域の教員養成機能の中心的役割を担うとともに、青森県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標とし、実践型教員養成機能への質的転換を図るものとし、教職大学院の設置を掲げた。

教育学研究科では、青森県教育委員会との間で平成 25 年度から大学院教育学研究科のあり方について実務者レベルの検討を開始し、教職大学院の設置を視野に入れた検討を重ねた。平成 26 年 4 月には、弘前大学と青森県教育委員会との間で教職大学院設置協議会を組織した。その後、協議会・専門部会等 10 回以上の協議を行い、教職大学院の教育プログラムを通じて教育実践力に秀でた「新人教員」の育成並びに「中堅教員」を対象にミドルリーダーを育成することにより、青森県の実践力の向上と教員養成・研修機能の充実を目指すという結論に達し、平成 29 年 4 月に教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）（入学定員 16 名）を設置した（【資料 1】参照）。その際、教職実践専攻の将来構想として、令和 2 年度に学校教育専攻（修士課程）（入学定員 16 名）を廃止し、その機能を補完するとともに、教科教育や特別支援教育の領域を教職実践専攻に導入することを計画していた。それに伴い、学校教育専攻（修士課程）では、教職実践専攻の設置時より、教科教育領域の研究の方向性を従来の学問的色彩の強い内容から、専門性の探究を背景に、教育現場での課題の発見、その解決のための方法や教材の開発、開発した方法や教材の実践方法の研究等へシフトし、教職実践専攻への対応を含め準備を進めてきた。

今後の大学院段階の教員養成機能の在り方については、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の報告書」（平成 25 年 10 月）において、「国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行」することが明確にされている。また、中央教育審議会答申（平成 27 年 12 月 21 日付）では、「拡充期を迎えた教職大学院の在り方」として、「チーム学校を形成する教員としての力量を育成できるカリキュラムの充実に努めるとともに、教育委員会の行う教員研修のパートナーとして役割を果たすこと」が求められている。また、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」（平成 29 年 8 月）では「高度専門職業人として教員養成の中心として、養成・採用・研修を一体的にとらえた教職生活全体を支える観点からの新たな役割の提示と、それぞれの教職大学院が強みや特色を発揮しつつそれに応えていくことが求められている」と示されている。

なお、本学教育学部は、平成 28 年 4 月に学部改組を行い、生涯教育課程を廃止することにより学校教育教員養成に特化した組織に再編し、小学校教員養成の重点化と共に地域から期待される専門力と実践力を兼ね備えた教員の養成を目指し、その教育課程の編成をより学校現場での実践的指導力の養成を重要視する方向に転換している。

以上、本研究科の将来構想並びに本研究科を取り巻く状況、そして学生・教育関係者のニーズに応えることを考慮し、学校教育専攻（修士課程）を廃止し、教員養成に

関わる大学院の機能を教職実践専攻（専門職学位課程）に一本化する方向で改組する（【資料 2】参照）。

2) 教育界等のニーズ

教職実践専攻では、青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還・融合を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員の養成を目的に、教育研究に取り組んでいる。

平成 29 年 3 月に開催された「教職大学院研究教育協議会」による外部評価により、今後の教職大学院に求められる機能強化内容として、青森県教育委員会、近隣市町村教育長より、教職大学院における「特別支援学校はもとより、特別支援学級や通常学級に通う特別な支援が必要な子供たちへの教育」機能の充実が要望された。一方、

「国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校の改革に関する有識者会議」報告書（平成 29 年 8 月 29 日決定）では、教職大学院における教科領域の教育の導入を教職大学院の中長期的な方針の中で明確にしており、新学習指導要領に対応して、各教科で「①知識及び知能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」を児童生徒に身に付けさせることができるような教育活動を展開できる教員の養成に努めるべきであることを示唆しており、現職教員学生、学部新卒学生をはじめ、学校現場の教員からも、新学習指導要領導入との関連から、教職大学院への教科教育の領域の導入の要望が多く寄せられている。

そこで、現行の教職実践専攻の教育カリキュラムの中に、学校教育専攻が培ってきた特別支援教育や教科領域の機能を導入することにより、教育界からのニーズに応えていく。これまで、学校教育専攻では、平成 29 年度の教職実践専攻設置時より、教科教育領域の研究の方向性を従来の学問的色彩の強い内容から、専門性の探究を背景に、教育現場での課題の発見、その解決のための方法や教材の開発、開発した方法や教材の実践方法の研究等へシフトし、教職実践専攻への対応を含め準備を進めてきている。

一方、本学の教員志望である 3 年次学生を対象として、教職大学院に関するアンケートを実施した結果、教職大学院に対して期待する事項や支援策については、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」、「様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること」などが明確となっている。さらに、進学志向別でみると、本学の教職大学院を将来の選択肢として肯定的に捉えている学生では、「現場での要請が強いインクルーシブ教育が学べること」や「確かな実践力が身につくカリキュラムの充実」を強く期待していることが判明している（「学生の確保の見通し等を記載した書類」を参照）。

①期待される効果

a. 青森県の教育力の向上

青森県教育委員会は、本学の教職大学院に対し、これまで以上に実践的かつ汎用性の高い課題を共有し、解決に向け協働する研修機関として期待を高めている。

これを受けて教職実践専攻では、いじめ防止対策、子どもの健康づくり方策（短命県返上）、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、環境教育（青森県環境資源の活用）等を推進していく必要がある。

特に、今般の改組により、既存の教職大学院では担保できない特別支援教育領域と教科教育領域における、高度な専門的知識・能力及び実践的能力と教育的指導力の養成をより確かなものにする。教職実践専攻のマネジメント能力の養成や教科の枠を超えた教科横断的・汎用的スキルを養成するプログラムとともに、特別支援教育や教科教育を専門的に深化させる学校教育専攻の教育プログラムは、青森県の教育力の向上に繋がる。

b. 学生の資質・能力の向上

グローバル化と知識基盤社会の到来、社会の多様化と複雑化が進み、正解を見いだしにくい状況下において、自ら問いを見だし、それと向き合い解決していく「学び続ける姿勢」が求められる。特に教育は不確定性に満ちた仕事に携わる高度専門職であることから、学校教員には「学び続ける姿勢」が強く求められる。

本専攻の現行のカリキュラムでは、こうした学び続ける姿勢の基盤となる「自律的発展力」「協働力」「課題探究力」「省察力」の4つの資質・能力を2年間にわたる理論と実践の往還・融合を通して育成している。

令和2年度からは現行のカリキュラムを基盤として「教科領域実践コース」及び「特別支援教育実践コース」を設置する。この2つのコースを設置することで、上述の「学び続ける姿勢」を基に、さらに新学習指導要領において「①知識及び技能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の3つに整理された資質・能力を育成するための教師としての資質・能力の向上が期待できる。また、多様な教育的ニーズを抱えた児童生徒に対応し、将来的な児童生徒の自立を目指した教育を展開するための教師としての資質・能力の向上も期待できる。

3) 改組の方向性

現在、教職実践専攻には、現職教員学生を対象にした「ミドルリーダー養成コース」と学部新卒学生を対象にした「教育実践開発コース」の2コースが設定されているが、現職教員学生対象の「ミドルリーダー養成コース」と学部新卒学生対象の「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」の4コースに再編成する。なお、現行の学校教育専攻の「教育科学コース」については「学校教育実践コース」に、「特別支援教育コース」については「特別支援教育実践コース」に、「教科実践コース」の機能については「教科領域実践コース」に、それぞれ取り入れて機能強化を行う。【表1】及び【資料3】参照

本学では、これまで教科領域及び特別支援教育領域については、平成29年度の教職実践専攻の設置時より学校教育専攻（修士課程）の中で高度の専門能力及び優れた資質を養成してきた。この間、学問的色彩の強い専門性の探求を中心とした研究的な内容から、教育現場の課題に対応するカリキュラム及び研究体制へのシフトを行った。しかし、実習等、教育実践の時間や場の確保等の問題があり、文献研究や実験・調査による課題解決が中心となり、学校現場の要求に十分に答えることが困難であった。一方、特別支援教育については、特別支援学校教員向けの教育・研究が中心であり、特別支援学級や通常学級に通う特別な支援が必要な子供たちへの教育及びその実践活動については、教育現場や学生のニーズを十分に満たすことが困難であった。

そこで、これまで学校教育専攻（修士課程）で培った高度専門職養成機能をより強化し、教育現場や学生のニーズに対応する方向で改組し、青森県をはじめとした地域の教育力の向上を目指す。

表 1 教育学研究科（専門職学位課程）の構成

専攻	コース
教職実践専攻	ミドルリーダー養成コース（現職教員学生対象）
	学校教育実践コース（学部新卒学生対象）
	教科領域実践コース（学部新卒学生対象）
	特別支援教育実践コース（学部新卒学生対象）

（２）教育学研究科（専門職学位課程）の人材養成の基本方針

１）養成する人材像

本専攻において、養成すべき力として位置づけている「自律的発展力」、「協働力」、「課題探究力」、「省察力」の４つの力を踏まえ、現職教員学生を対象とした「ミドルリーダー養成コース」及び学部新卒学生を対象とした「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」の養成すべき教員像を以下のとおりとする。

〔ミドルリーダー養成コース〕

現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する。

〔学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース〕

学部新卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する。

２）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科では、以下の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に則り、「教職修士（専門職）」の学位を授与する（【資料４】参照）。

〔ミドルリーダー養成コース〕

校内研修、地域連携、教材開発などの課題に、中心となって他者と共に創造的に取り組むことができるミドルリーダー教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① より高度な専門性に支えられた「自律的発展力」を身につけていること
- ② 学校内外の多様な人々との連携・協働を視野に収めた「協働力」とに基づき、理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察（省察力）を通して、ミドルリーダーとして学校現場が抱える課題の解決を先導していく力（課題探究力）を身につけていること

[学校教育実践コース]

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① 学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての確かな専門性に支えられた「自律的发展力」を身につけていること
- ② 教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること

[教科領域実践コース]

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① 教科領域教育についての確かな専門性に支えられた「自律的发展力」を身につけていること
- ② 教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること

[特別支援教育実践コース]

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ① 特別支援教育とインクルーシブ教育システムについての確かな専門性に支えられた「自律的发展力」を身につけていること
- ② 教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

名称：弘前大学大学院教育学研究科

教職実践専攻 (Program for Professional Development of Teachers)

理由：教育課題の解決を目指し、省察的に実践していく教員を育成するという理念を表現し、「教職実践専攻」とした。

(2) 学位の名称

名称：教職修士（専門職）(Master of Education)

理由：学位規則第五条の二(文部省令第九号)で規定されているため。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の基本的な考え方

1) 教育課程編成の基本方針

グローバル化と知識基盤社会の到来、社会の多様化と複雑化が進み、正解を見いだすににくい状況下において、自ら問いを見だし、それと向き合い解決していく「学び続ける姿勢」が求められる。特に、教員は不確定性に満ちた仕事に携わる高度専門職であることから、学校教員には「学び続ける姿勢」が強く求められる。

また、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」（平成 29 年 9 月）報告書では、「各教科等において、新学習指導要領で「①知識及び技能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に基づいて整理された資質・能力を児童生徒に身に付けさせることができるような教育活動を展開できる教員の養成に努めるべきである。」と示されている。

本専攻の現行のカリキュラムでは、こうした学び続ける姿勢の基盤となる「自律的発展力」、「協働力」、「課題探究力」、「省察力」の 4 つの資質・能力を、2 年間にわたる理論と実践の往還・融合を通して育成する体系となっている。令和 2 年度からは、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」及び「特別支援教育実践コース」を新たに設置することに伴い、現行のカリキュラムを基盤として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に基づいて整理された資質・能力を身に付けさせることができるような教育課程を編成する。

そこで、現行の教職実践専攻のカリキュラムの中に、学校教育専攻が培ってきた教育内容論、教材方法論、教科指導論、教材実践演習等の教科領域カリキュラムのエッセンスを取り入れるとともに、地域を巻き込んだ教科横断的科目である「独自テーマ科目」や地域教育課題研究科目等と連携させる。その際、教育学研究科の教員のみならず、他研究科・附置研究所の教員を含めたオール弘前大学体制で担当することにより、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の観点から、学校内だけではなく保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラムマネジメント」の確立を目指す。

「ミドルリーダー養成コース」は、これまでどおり原則として青森県教育委員会から派遣される現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働のもと、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する教育課程とする。

一方、「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」は、学部新卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する教育課程とする。

また、現行のカリキュラムでは、全ての科目において、実務家教員と研究者教員及び教科教育担当と教科専門担当の 2 者が連携を取りながら授業を展開している。これは理論と実践の往還・融合を構築するための方策として取り入れた体制であるが、改組後もこの体制を維持しつつ、原則、オムニバス方式ではなく、共同担当で授業を展開する。

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するため、専攻全体及びコース毎に以下のカリキュラム・ポリシーを定める（【資料4】参照）。

[専攻全体]

<基礎科目>

現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法について網羅的に学ぶことを通じて、自律的発展の基礎となる「見通す力」の育成を第一義的な目的とするものである。また、全コースの院生が履修することを通じて、経験や立場が異なる者同士協働する力の育成にも力点をおくものである。

<独自テーマ科目>

地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶことを目的としている。そこでは「課題探究力」の基礎的知見を学ぶとともに、教育・学校以外の人々の知見を得ることを通じて「協働力」の基礎的素養を得ることも目指される。基礎科目群「教育における社会的包摂」も、この独自テーマ科目群の主旨に連なるものである。

<教育実践研究科目>

解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見い出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法 A・B」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。（特別支援教育実践コースについては別途定める：コースのポリシー内に記載）

[ミドルリーダー養成コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、ミドルリーダーとして必要な能力を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

学校現場などでの、研修会への参画・教育実践・助言指導活動を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

[学校教育実践コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

[教科領域実践コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、教科領域教育に必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

[特別支援教育実践コース]

<発展科目>

基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。

<実習科目>

特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づくものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。

<教育実践研究科目>

解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものであり、「教育実践研究 A」、「教育実践研究 B」、「特別支援教育実践研究」の3つの枠

を設定し、それぞれの院生の研究活動に沿ったものとなるようにした。特に「教育実践研究 B」は原則として、養護教諭として勤務している現職教員学生、及び、養護教諭を志望している学部新卒学生を対象に、養護教諭として研究を深められるようにした。また、「特別支援教育実践研究」は、原則として、特別支援学校や特別支援学級に勤務している現職教員学生、及び、特別支援教育実践コースの学部新卒学生を対象としており、特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける研究を深められるようにした。

いずれの枠においても、省察を通じて自らの到達点と課題を見いだし、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指され、最終的には確かな「省察力」に基づいた「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的としている。

なお、3つの枠について、混合して履修することはできない。

(2) 教育課程編成の特色

1) 教育カリキュラムの特色

青森県教育委員会は、本学の教職大学院に対し、これまで以上に実践的かつ汎用性の高い課題を共有し、解決に向け協働する研修機関として期待を高めている。これを受けて本専攻では、いじめ防止対策、子どもの健康づくり方策（短命県返上）、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を念頭においた健康教育、青森県環境資源の活用を目指した環境教育等を推進していく必要がある（【資料5】及び【資料6】参照）。

現行のカリキュラムは、「基礎科目」、「独自テーマ科目」、「発展科目」、「教育実践研究科目」、「実習科目」の5つの科目区分を設けている。改組にあたり、この5つの科目区分を維持し、新たに設置する「学校教育実践コース」、「教科領域実践コース」、「特別支援教育実践コース」に対応した科目を「発展科目」に新設する。また、「特別支援教育実践コース」の現職教員学生及び学部新卒学生を対象とした特別支援学校教諭専修免許状の取得に対応した実習を「実習科目」に新設する。

「学校教育実践コース」については、基本的にはこれまでの「教育実践開発コース」の科目を引き継いだ上で、学部新卒学生が「いじめ・不登校対策」や「インクルーシブ教育」等の子ども理解や学校教育の理念の理解や養護教諭の教育実践等をより深く学ぶために設置する。教育学関係の科目（1科目）、教育心理学関係の科目（1科目）を新設し、養護教育関連科目についても1科目から4科目に増設する。現職教員学生として青森県から派遣される教員のために、養護教育関連科目についても現職教員学生の履修を認めるものとする。

「教科領域実践コース」は、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」（平成29年8月）で指摘された「教科領域の学修ニーズへの対応」に向け、従来の修士課程では十分に取り組みなかった、学校現場での実習や実際の教育実践を題材にした教科領域における「理論と実践の往還」という課題の解決を

目指す。本専攻では、現行のカリキュラムの共通の必修科目である「教科領域指導研究」において、新学習指導要領の概要を捉えた上で3つ柱に基づいた学習指導の在り方について考えるようにしてきた。さらに、選択科目である「教科領域指導研究（発展）」においても各教科教育及び教科専門の教員による演習が設定され、基礎科目での学びに基づいてさらに教科教育について深めていくようにしている。こうした実績を基に、「教科領域実践コース」の開設に合わせ、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保体・英語・技術・家庭の各教科科目については、4科目ずつ発展科目を設定し、道徳及び生活・総合学習については1科目ずつ発展科目を設定する。こうした科目の設置を受けて、基礎科目の「教科領域の理論」及び発展科目の「教科領域指導研究（発展）」を廃止する。なお、「教科領域実践コース」は学部新卒学生対象ではあるが、現職教員学生を対象としている「ミドルリーダー養成コース」の学生もミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する場合は「教科領域実践コース」にある各科領域の授業科目を選択科目として履修することができるようにする。このことにより、新学習指導要領で整理された資質・能力を児童生徒に身に付けるための教育活動を展開できる教員の養成が可能になると考える。

「特別支援教育実践コース」については、青森県教育委員会ならびに市町村教育委員会からのニーズに沿い、通常学級に通う特別な支援が必要な児童・生徒をサポートするための教育カリキュラムの展開を視野に入れ、発展科目を1科目から7科目に増設する。なお、特別支援学校教諭の専修免許取得のために現職教員学生が「特別支援教育実践コース」内の科目を履修することは認めるものとする。

2) 授業科目の目的・内容

＜基礎科目＞

現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法を網羅的に学ぶ。他の科目群での学び、あるいは修了後の職能成長にとっての基礎的知見を培うことにも役立つものである（全コース共に学修）。

＜独自テーマ科目＞

地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶ（全コース共に学修）。また、青森県教育委員会が重要な教育課題と位置づけているインクルーシブ教育を新たに加える。これまで、インクルーシブ教育については、日本の学校が共通に抱える教育課題でもあることに鑑み、「基礎科目」における「教育における社会的包摂」で扱っていた。しかし、青森県教育委員会等を構成員としている教職大学院教育研究協議会において、青森県のインクルーシブ教育について特化した科目の設置の要望が出されたことや、これまでの実績を加味し、「インクルーシブ教育システムの理論と実践」を新設した。なお、医学研究科附属子どもこころの発達研究センターと連携し、授業を行う。

＜発展科目＞

「基礎科目」、「独自テーマ科目」での学修を受け、4科目（8単位）を選択して履修する。「基礎科目」、「独自テーマ科目」での学びをさらに発展させるものとしてコース毎に科目を設定し、この中から6単位以上を学生が選択する。なお、学部新卒学生については「教科領域実践コース」「学校教育実践コース」「特別支援教育実践コース」の各

コースに対応した科目を新設し、コース毎に6単位以上を選択し履修する。また、「教科領域実践コース」及び「特別支援教育実践コース」の中のいくつかの科目については、ミドルリーダー養成コースの科目と見なし、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、選択することができるようにした。この様にすることで、教科領域と特別支援教育についての現職教員学生のニーズに応える。また、特別支援学校又は特別支援学級に勤務している現職教員学生についてはミドルリーダー養成コースの発展科目を選択せずに、特別支援教育実践コースの発展科目4科目を選択することを認めるものとし、特別支援学校教諭専修免許状取得のニーズに応える。

＜共通科目＞(学部新卒学生についての発展科目)

教員養成系大学卒業者、教員養成系大学以外の卒業者を問わず、学部での学びや教育実習での経験だけでは、連携協力校において教育実践を滞りなく行うことは相当難しい。一方で、学部新卒学生であろうとも教職大学院の学生は教員免許状取得者として滞りなく教育実践を行えるものとして連携協力校から期待されてもいる。こうした学部新卒学生の実力と連携協力校の期待のギャップを埋めるために、「学部新卒学生共通科目」を発展科目として開講する。この科目は「学校教育実践コース」「教科領域実践コース」「特別支援教育実践コース」の全ての学生が各コース科目とは別に選択履修できるものとする。特に、スムーズに実習科目に取り組めるよう模擬授業を中心にして授業技術を学ぶ「授業づくりの理論と実践」と、主に学校経営を学ぶ「教育実践課題解決研究」については、連携協力校における実習の基礎的な力をつけるものとして、全ての学部新卒学生に積極的に履修するように指導する。さらに学級経営の基礎となる「道徳の理論と授業実践のあり方」「総合的な学習のカリキュラム開発演習」も共通科目として配置した。なお、「道徳の理論と授業実践のあり方」「総合的な学習のカリキュラム開発演習」については「ミドルリーダー養成コース」の学生もミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する場合は履修することができるものとする。

＜実習科目＞

各コースの学生は、スタート地点でのベースラインや実習での目的が異なるため、コース毎に実習科目を設定し、それぞれの養成する人材像の実現を目指す。なお、「特別支援教育実践コース」のために学部新卒学生を対象とした特別支援教育に特化した実習を新設した。さらに、現職教員学生が特別支援学校教諭専修免許状を取得するためにインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育に関わる実習も新設した。なお、インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育に関わる実習を選択できる現職教員学生は特別支援学校または特別支援学級に勤務している者とする。

＜教育実践研究科目＞

「実習科目」と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」という理論と実践の往還の中で「省察力」の向上を基軸としながら、「自律的発展力」、「課題探究力」の向上を図っていくものである。

4. 教員組織編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方及び特色

教職大学院における教員組織の編成については、実務家教員を必要専任教員の4割以上置くことが法令上規定されている。これは、教職大学院に期待される「実践的指導力の育成」「理論と実践の融合」等の実現に向け、学校や地域の諸課題に沿った共通領域の科目や学校における実習の重視といった視点からも必要なことであるとする。

今回、教育実践開発コースを学校教育実践コース、教科教育実践コース、特別支援教育実践コースの3コースに改組するにあたり、特別支援教育と全教科10科目を新たに含めるため、必置教員数は35人（うち実務家教員14人以上）となる。これに対応するとともにミドルリーダーの養成及び実践力・省察力を持つ若手教員の養成を円滑に行うために、教員配置を見直し、専任教員42人（実務家教員17人、研究者教員25人）を配置する。（【資料7】参照）

その上で、教職大学院の運営及び教職大学院の実習指導を主に担当し教職大学院の職務に専念し、教職大学院をリードする教員を「専従教員」とし、実務家教員10人を配置する。

この他、令和2年度、3年度に退職予定の3人の実務家教員にあっては、特命教授として配置する計画であり、最終的には専任教員45人（うち実務家教員20人、専従教員14人）体制になる予定である。本専攻では、基礎科目をはじめ教育実践研究科目、実習科目については専任教員を中心としてティームティーチングで実施する。

実務家教員17人については、「弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員選考基準」（【資料8-1】参照）に基づき選考を行い、学校教育現場での教育経験を概ね20年以上有し、担当授業に関する知識と経験豊富な教員を配置する。また、このうち8人の教員は、青森県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれかの学校の管理職または教育行政実務経験を有する者を配置する。また、17人の実務家教員のうち2人については青森県教育委員会との交流人事を行い、日常的に青森県教育委員会と連携・協働する体制を整備するとともに、「教育課題と解決策の共有・協働化」と「教員の資質向上」を活性化する人事の体制を目指すこととした。これは青森県教育委員会にとっても青森県教育界を大学とともにリードする人材育成の観点から大変意義が有ることと考える。なお、既に本学において研究者教員として大学教員の資格をもつ者についても、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて10年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなすこととしている（【資料8-1】参照）。

研究者教員については、教育学部専任教員の中から、「弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻研究者専任教員選考基準」（【資料8-2】参照）に基づき、これまで学校現場に根ざした教育研究活動を積極的に行っている者を配置する。さらに、教育内容の充実のために、教育学部教員や附属教員養成学研究開発センター教員、そして教育学部以外の研究科及び附置研究所の教員を含めたオール弘前大学体制を敷き、兼任教員として40人程度を活用する。なお、既に本学での研究者教員の資格を有する者を本学教職大学院の専任研究者教員に採用する場合は、学校教育に関する学術論文等が1編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験がある

こと、のどちらかの実績を有することを条件としている（【資料8—2】参照）。

（2）専任教員への配慮について

新設の教職大学院では、教育学部の専任教員が教職実践専攻の専任教員（ダブルカウント）として学生の教育・指導を兼務することとしている。その内訳については、別紙様式第3号（その2の1）「教員の氏名等」に掲載されている（「専他／実専他」）。このうち、「専他」は、教職実践専攻（教職大学院）に研究者教員として兼務するものを指す。一方、「実専他」は、実務家教員として兼務する教員を指す。「専他／実専他」それぞれの教員の資格については、資料8—1、資料8—2の教職実践専攻専任教員選考基準による。

本教職大学院では、専門職大学院と他の課程との連携を継続的に図っていく観点から、専任教員（ダブルカウント）を導入する。これらの措置が専門職大学院や学部の教育の質の低下を招かないようにするため、教職大学院での一人の専任教員（専任教員を除く）の年間担当単位数を原則4単位以下としている。なお、この一教員あたり4単位については、既存の修士課程における学部兼担における担当時間数と同等であり、業務遂行が可能な範囲である。また、本教職大学院ではチームティーチングを基本としており、複数の教員の連携により個々の負担の軽減を行っている。

（3）教員組織の年齢構成について

本学の定年退職年齢は65歳を迎えた年度末となっている。本専攻の開設時（令和2年4月）における専任教員の年齢構成は、60歳代8人（19.1%）、50歳代19人（45.2%）、40歳代10人（23.8%）、30歳代5人（11.9%）であり、40・50歳代の教員が約70%を占めることから、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成である。（【資料9】参照）

5. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

（1）標準修了年限・修了要件

標準修了年限は、2年である。県派遣の現職教員学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例（いわゆる14条特例）を適用する。

また、附属学校園から派遣される現職教員学生も14条特例を実施し、附属学校園の教員として身分を保有したまま入学し就学できるようにする。

なお、学部新卒学生については、中学校教諭免許状取得者で小学校に就職希望の者及び小中高教諭免許取得者で特別支援学校に就職希望の者については、小学校教諭の免許及び特別支援教諭の免許取得のための長期履修（3年間）を認めるものとする。

修了要件は、基礎科目18単位、独自テーマ科目6単位、発展科目8単位以上（各コース別科目から6単位以上選択）、教育実践研究科目4単位、実習科目10単位、46単位以上修得した者とする。修了は、単位数、必修科目の取得を確認のうえ、修了報告として、学習成果報告書を実習科目・演習の主担当教員及び副担当教員が審査をする。その後、本専攻の目標が達成されているかについては、教職実践専攻会議におい

て総合的に確認する。最終的には研究科委員会の議を経て修了を判断する。

なお、履修登録の上限は、年間で40単位とする。

(2) 履修方法 (【資料10】参照)

修了単位数は、46単位とする。

＜基礎科目＞ (18単位)

すべて必修とする。

＜独自テーマ科目＞ (6単位)

すべて必修とする。

＜発展科目＞ (8単位)

- ・8単位以上取得することとする。
- ・学部新卒学生の全コース(「学校教育実践コース」「教科領域実践コース」「特別支援教育実践コース」)の学生が選択可能な科目(共通科目)には、「授業づくりの理論と実践」「教育実践課題解決研究」「道徳の理論と授業実践のあり方*」「総合的な学習のカリキュラム開発演習*」を設ける。なお、「*」のついた科目については、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、ミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。
- ・ミドルリーダー養成コースの現職教員学生が選択可能な発展科目には、「地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)」,「協働的生徒指導のマネジメント」,「学校の地域協働と危機管理」,「教育法規の理論と実践」,「学校教育と教育行政」,「教職員の職能成長」,「学校保健のマネジメント」,「学校安全と事故防止」,「養護実践課題解決研究(発展)」を設け、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生はここから6単位以上を履修するものとする。
- ・学校教育実践コースの学部新卒学生が選択可能な発展科目には、「教育・社会理論と教育実践」「実践的教育相談の課題と展開」「地域教育課題研究(授業づくり)」,「幼児児童教育の理解」「養護実践課題解決研究*」「学校保健の協働的展開*」「養護教諭の行う健康相談の理論と実践*」「学校における救急処置活動の理論と実践*」「教育心理学特論」「教育における社会的包摂の課題研究」を設け、ここから6単位以上履修するものとする。なお、「*」のついた科目については、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、ミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。
- ・教科領域実践コースの学部新卒学生が選択可能な発展科目には、国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語の10科目それぞれに「教科教育学特論Ⅰ*」「教科教育学特論Ⅱ*」「授業に向けた教材研究Ⅰ*」「授業に向けた教材研究Ⅱ*」を設け、ここから6単位以上を履修するものとする。なお、「*」のついた科目については、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する現職教員学生については、ミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。

「教科教育学特論Ⅰ*」「教科教育学特論Ⅱ*」「授業に向けた教材研究Ⅰ*」
「授業に向けた教材研究Ⅱ*」については、原則、全ての教科の全科目で教科専門担当教員と教科教育担当教員がティームティーチングによる演習形式の授業を行うこととした。

学校現場において授業を行う教員は教材研究としてその教材の学問的な背景を探究しておくことが必須となる。こうした学問的な背景を探究することによって学校現場で指導する教員の児童生徒への言葉かけ等が各教科特有の見方・考え方に即したものとなり、かつ、深みのあるものとなる。この意味からも教科教育関係の科目に教科専門担当教員が関わることの意義は大きい。

その一方で、学問的な内容の全てを児童生徒に教材として提示することは不可能である。何より重要なことは、児童生徒の発達段階を考慮しその教材をどのような形で児童生徒に提示し、どこを児童生徒が思考するようにし、何を児童生徒が乗り越えるように（気付くように）するのかを学校で授業を行う教員自身で吟味できるようになることである。こうしたことについては教科教育担当教員がその役割を果たすものである。

これらのことから教科教育担当教員と教科専門担当教員の役割を適切に分担できるように、教科教育の授業ではティームティーチングによる演習形式を原則とした。なお、上記の役割の分担を教科領域実践コース科目担当の全教員に周知徹底をするために、年度当初に全担当教員を集め、教員向けにFD活動を行うこととした。

- ・特別支援教育実践コースの学部新卒学生が選択可能な発展科目には「特別支援教育コーディネーターの役割と課題*」「特別支援教育の教育課程の実施と評価*」「特別支援教育の授業デザイン*」「個別的教育支援計画・個別の指導計画」「特別支援教育の制度と経営課題*」「発達障害児の理解と対応」「病弱児の心理・生理・病理」を設け、ここから6単位以上履修ものとする。なお、特別支援学校又は特別支援教室に勤務している現職教員学生は上記の全ての科目をミドルリーダー養成コースの発展科目として履修することができるものとする。また、「*」のついた科目は、ミドルリーダー養成コースの発展科目を6単位以上履修する特別支援学校又は特別支援学級に勤務していない現職教員学生がミドルリーダー養成コースの発展科目とみなすことができるものとする。

＜教育実践研究科目＞（4単位）

ミドルリーダー養成コース、教科領域実践コースの学生は「教育実践研究法A（教育実践研究AⅠ）」「教育実践研究AⅡ」「教育実践研究AⅢ」「教育実践研究AⅣ」の全てを履修する。

また、養護教諭として勤務しているミドルリーダー養成コースの現職教員学生及び養護教諭を志望している学校教育実践コースの学部新卒学生は、原則として「教育実践研究法B（教育実践研究BⅠ）」「教育実践研究BⅡ」「教育実践研究BⅢ」「教育実践研究BⅣ」の全てを履修する。

特別支援学校又は特別支援教室に勤務し特別支援教諭専修免許状取得希望のミドルリーダー養成コースの現職教員学生及び特別支援教育実践コースの学部新卒学生は原則として、「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究Ⅰ）」「特別支援教育実践研究Ⅱ」「特別支援教育実践研究Ⅲ」「特別支援教育実践研究Ⅳ」の全てを履修

する。

なお、「教育実践研究 AIV」「教育実践研究 BIV」及び「特別支援教育実践研究IV」の単位には、「学習成果報告書」の作成と「教育実践研究発表会」での発表が課される。なお、ミドルリーダー養成コースの学生は、2年次において、勤務校で勤務しつつ、定期的に通学し授業及び指導を受ける。

＜実習科目＞(10 単位)

- ・ミドルリーダー養成コースは、「実習ⅠA-1（課題把握）」、「実習ⅠA-2（課題把握）」、「実習ⅡA（仮説形成）」、「実習ⅢA（課題検証）」を設ける。なお、特別支援学校又は特別支援教室に勤務し特別支援教育教諭専修免許取得を希望する者を対象とした、「特別支援教育実習ⅠA-1（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅠA-2（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅡA（仮説形成）」、「特別支援教育実習ⅢA（課題検証）」を設ける。また、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、2年次には14条特例の措置をとり、勤務校で勤務を行いながら、勤務校を連携協力校として、指導教員が勤務校に向いた上で実習を行う。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コースは「実習ⅠB-1（課題把握）」、「実習ⅠB-2（課題把握）」、「実習ⅡB（仮説形成）」、「実習ⅢB（課題解決研究）」、「実習ⅣB（課題解決検証）」を設ける。
- ・特別支援教育実践コースは「特別支援教育実習ⅠB-1（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅠB-2（課題把握）」、「特別支援教育実習ⅡB（仮説形成）」、「特別支援教育実習ⅢB（課題解決研究）」、「特別支援教育実習ⅣB（課題解決検証）」を設ける。

（３）履修指導

履修指導にあたっては、各科目群の構成上の関係性と年次や前後期の流れを説明する。また、ミドルリーダー養成コースの学生と学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学生の持ち味や特徴を生かした形態や、科目ごとの到達目標を分けていることも併せて履修形態の必修、選択必修についても説明する。

（４）教育上の工夫

基礎科目、独自テーマ科目、発展科目は全て、事例中心の資料提示形式、演習形式、討論形式で実施する。また、全ての授業において、2人程度の教員による共同担当方式により行う。

関連して、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生では、経験や能力の違いによって、到達度目標や学習内容が異なる場合もある。そこで、授業科目の到達度目標は、コース毎に分けてシラバスに示している。

一方、教育実践研究科目と実習科目は、実務家教員と研究者教員が共同で指導を行う。

（５）厳正な成績評価

授業科目の履修単位は、試験又は報告書等により認定する。

各授業科目の成績は、秀（90 点以上）、優（80～89 点）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（60 点未満）とする（【表 2】参照）。また、単位認定は、学期の終わりに行う。

表 2 成績評価（評語と評定内容）

評定区分	評語と評定内容
90 点以上	秀：特に優れた成績である。
80～89 点	優：優れた成績である。
70～79 点	良：概ね妥当な成績である。
60～69 点	可：合格に必要な最低限度を満たした成績である。
60 点未満	不可：合格に至らない成績である。

（6）研究の倫理審査体制

教育学部に研究倫理委員会を設置して、職員・学生が実施する研究における調査、実験の可否の可否、また調査、実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法の審議等を行う体制を整備している。（【資料 11】参照）

6. 施設・設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

教育学研究科の教育・研究を支える校地は、本学の文京町キャンパスである。文京町キャンパスは、4つの学部及び5つの研究科が設置され、全学の教養教育が行われる等、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、保健管理センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、既存の学部・研究科と共用できるだけの十分な施設を備えている。

文京町キャンパスにおいては、運動場（11,516 m²）、体育館（3,394 m²）を有し、このほか、野球場、武道場、弓道場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、プール等が整備されている。また、学生が休息するスペースとして、学生会館内に共同談話室、食堂、売店等が備えられている。

（2）校舎等施設の整備計画

本専攻の施設は、教育学部棟（4階建）の既存施設に集中的に配置しており、以下のとおり整備する予定である。

1）講義室

教育学部棟3階の301教室（49 m²）、304教室（49 m²）、305教室（57 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

2）演習室

教育学部棟3階の302教室（74 m²）及び303教室（74 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

大学院1・2年生合同で使用可能なスペース及びグループワークスペースを、可動

式パーテーションの設置により整備している。また、可動式机、椅子の他に、電子黒板も設置している。

3) 模擬教室

教育学部棟 3 階の教職実践演習室 (5) (47 m²) を使用する (教育学部と共同使用)。模擬授業の実施・分析・検討等を行う教室として利用する。

4) 実習室

教育学部棟 3 階の教職実践演習室 (6) (48 m²) を使用する (教育学部と共同使用)。

5) 専任教員の研究室

専任教員 (実務家教員 17 人研究者教員 25 人) の教員研究室は、教育学部棟 1 階から 4 階に 1 人 1 室 (26 m²) が配置される。また、専任教員 10 人の研究室は、大学院院生室と同じ棟の 2 階から 4 階に設置され、大学院生とのコミュニケーションに配慮した配置をとる。

6) 大学院院生室

教育学部棟 2 階に 2 室 (78 m² 及び 26 m²) 設置している。学生 1 人につき 1 台の教育・研究用のパソコンを準備する。(【資料 12】参照)

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学附属図書館は、現在、約 82 万冊の図書資料を所蔵し、電子ジャーナル約 7,000 誌や電子ブック約 4,200 点の閲覧が可能である。利用サービスは、休業期間を除き、土曜日及び日曜日にも開館し、教育・研究活動を支援するとともに、地域社会にも公開し、一般の方への貸出も行っている。また、ホームページにより、利用案内、蔵書目録、電子ジャーナル、大学研究情報等の情報発信を行っている。

なお、文京町キャンパスにある附属図書館本館は、ラーニング・コモンズを導入しており、グループ学習が可能なアクティブ・ラーニング・エリアや、開放的な「オープンラウンジ」等があり、多様な学習形態に対応している。

7. 基礎となる学部との関係

教育学部では、教員を目指す学生の実践的指導力と専門力の強化を図るために、カリキュラム改革や教職キャリア支援の充実に努めてきた。今後、第 3 期中期目標期間では、これまでの取組をさらにブラッシュアップするとともに「地域から期待される教員養成」を目指し、地域の公立学校や教育委員会との有機的な連携協働を図り、実践的指導力の養成機能を向上させる。

一方、教育学研究科 (修士課程) は、その機能を教職実践専攻の学校教育実践コース、

教科領域実践コース，特別支援教育実践コースに改組することにより，令和2年度に廃止する計画である。

（１）学部段階での新たな教員養成の試み

教育学部では平成15年度の附属教員養成学研究開発センター設置以降，（i）教員養成カリキュラムの三群化，（ii）教育実習関連科目の体系化・充実化，（iii）教員養成実習演習の創設と充実化を柱とした，実践的指導力の養成のためのカリキュラム改革に取り組んできた。

また，実習を重視し，系統的に学生が学んでいけるように4年間に，適宜，実習を位置付けている。

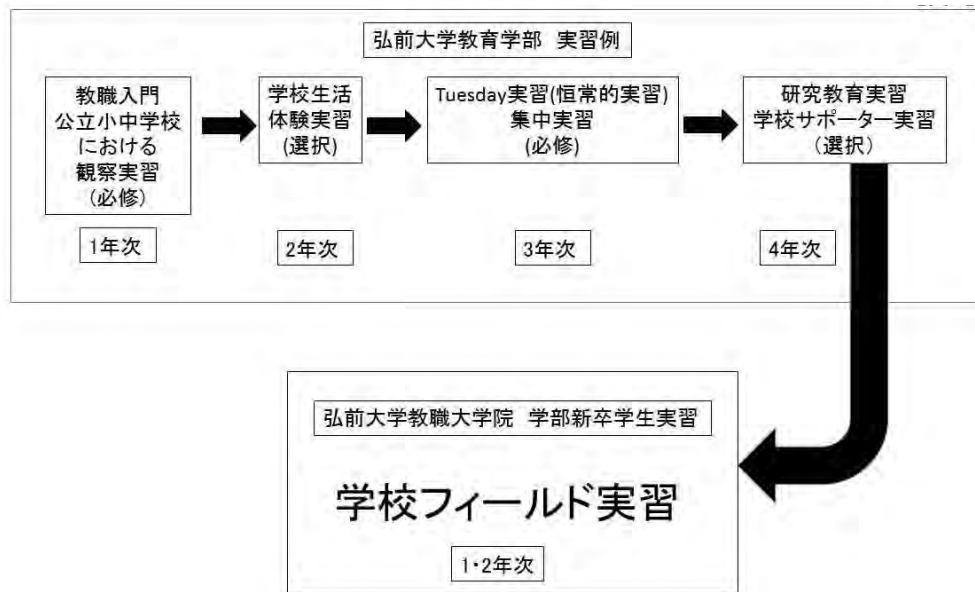
小学校教諭の養成課程を例にとると以下の様になる。

- ・1年次…教職入門において公立小中学校の観察実習
- ・2年次…生活体験実習において附属小学校で子どもと関わったり，運動会に参加したりする実習
- ・3年次…2週間に1日附属小学校で行う Tuesday 実習(恒常的実習)，及び，2週間の集中実習
- ・4年次…週1日公立小学校で行うサポーター実習，及び，2週間の研究教育実習

こうした，実習科目群での学びを受けて，その学びをさらに発展させる実習として，教職大学院では，2年間にわたる「学校フィールド実習」を行う（下記図1参照）。サポーター実習は教員免許取得前の学生が行うため，学生単独での授業は原則不可能であった。一方で，学校フィールド実習では，学部新卒学生は教員免許を取得しているので，学生単独での授業が可能となる。さらに，サポーター実習では，学校という場に慣れることを重視しているが，「学校フィールド実習」は，学校を研究のフィールドとして学部新卒学生が各自の研究テーマに基づく研究仮説を作成し，その仮説の検証のために教育実践を行うこととしている。

このように，本学教職大学院では本学部での実習の学びを発展させるように，「学校フィールド実習」を設定している。なお，本学教育学部を卒業していない学生への実習でのフォローアップとして，学部新卒学生用の科目を2科目設定（「授業づくりの理論と実践」「教育実践課題解決研究」）し，サポーター実習等を経験していなくても「学校フィールド実習」に耐えうる実践力を身に付けられるようにしている。

図 1 実習の流れ



これらの取組み、改革をさらに進め、学校現場の課題や地域の教育課題への対応を念頭においた教員養成に取組み、ミッションの再定義に明示した「地域の義務教育の拠点」としての機能を充実させる。

このため、実践型教員養成への質的転換を目的とし、以下の改革に取り組んでいる。

1) 組織改革

- ・青森県小学校教員養成の質的向上のため、学校教育教員養成課程の学校教育専攻と教科教育専攻を、初等中等教育専攻に改組し、小学校コース・中学校コースを置く。
- ・小学校教員養成体制を充実するために、実務家教員と研究者教員からなる小学校コースを主担当とする教員組織を設置する。

2) カリキュラム改革

- ・新しい教育学部では、地域で活躍できる「専門力」と「実践力」を持った教員の養成を実現するため、新たに「地域課題探究型科目」の新設や、従来の附属学校園での教育実習に加え、「地域コラボレーション実習・演習」「学校サポーター実習」等、地域の学校や教育委員会を介した教育活動を積極的に導入し、「地域協働型教員養成」を推進する。
- ・「地域課題探究科目」では、学校現場や地域の教育課題に対し、総合大学の強みを生かした学部連携（オール弘前大学）による授業展開を行う。
- ・小学校教員養成機能の強化の観点として、「理系に強い教員」「英語の指導力のある教員」の養成を目指し、実験系及び実践型の授業展開を充実させる。
- ・小学校コースと中学校コースの連携による小中一貫教育対応のための履修プログラムの抜本的な整備を行う。

（２）教育学研究科の改革

本研究科は、平成 6 年 4 月に設置以来、教育学部における教育研究を基礎とし、さらに精深な教育研究を行い、より高度な資質能力を備えた教員や地域社会の発展に貢献できる人材を輩出してきた。しかし、今後の教育学研究科のあり方やミドルリーダーの育成が求められている教育委員会からの要望、さらには、カリキュラム変更が求められている学部改革との関連性等を慎重に検討し、以下のように改組する。

教育学研究科は、平成 29 年度に「学校教育専攻」「教科教育専攻」「養護教育専攻」の 3 専攻（修士課程）から「学校教育専攻」（修士課程）と「教職実践専攻（教職大学院）」の 2 専攻に改組し、さらに令和 2 年度に「教職実践専攻（教職大学院）」の 1 専攻 4 コース（ミドルリーダー養成コース、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コース）に改組する（【資料 2】参照）。

8. 入学者選抜の概要

（１）入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、コース毎に以下の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定する（【資料 4】参照）。

〔ミドルリーダー養成コース〕

- ① 一人の教員としての教育実践力及び学校現場が抱える教育課題についての多面的・多角的洞察する力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められるより高度な専門性を自律的に発展させ、学校組織の一員として学校内外の多様な人々・専門家と協働して、教育実践の充実に取り組む行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察をもとに、学校現場が抱える課題の解決をミドルリーダーとして先導することに意欲的である者

〔学校教育実践コース〕

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

〔教科領域実践コース〕

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び教科領域教育に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者

- ② 教員に求められる教科領域教育についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの教科領域教育についての教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

〔特別支援教育実践コース〕

- ① 教職に関する基本的知識・技能、及び特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者
- ② 教員に求められる特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者
- ③ 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける教育実践上の課題を解決しようとすることに意欲的である者

（２）選抜方法

１）現職派遣教員

主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について、入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また、専門分野に関する知識等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

２）学部卒業生

筆記試験（「教育実践」に関する小論文と教職教養）及び教育に関する基礎的な教養等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

具体的には、教育実習等での自分の実践とその省察から今後の教育実践についての課題を問う小論文と教員採用試験程度の教職教養を問う筆記試験を課し、教職としての基礎知識を評価する。

また、口述試験では、模擬授業等を行わせ授業実践力を評価する。

コース名	受験者の区分	検査科目
ミドルリーダー養成コース	主として青森県の現職教員 (原則として県教育委員会派遣現職教員)	学力検査として「口述試験 (入学希望等調書及び教育実践概要の記載内容に関する審査を含む)」を課す。
学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	４年制大学を卒業もしくは３月末までに卒業見込みで、教員免許状を取得もしくは３月末までに取得見込みの者	学力検査として「筆記試験」「口述試験」を課す。

(3) 入学試験

1) 学力検査の日時及び内容

	日 時	時間割及び内容
第一期	11 月頃	午前：筆記試験 90 分 午後：口述試験
第二期	1 月頃	午前：筆記試験 90 分 午後：口述試験

2) 配点

- ・学部卒者：筆記試験 200 点，口述試験 200 点 計 400 点
- ・現職教員：入学希望等調書と教育実践概要の評価 200 点，口述試験 200 点 計 400 点

9. 取得できる免許状

改組後の本研究科では，既設の教職実践専攻（専門職学位課程）における取得可能な教員免許状に加え，特別支援学校教諭専修免許状の取得を可能にする（【表 3】参照）。

表 3 取得可能な教員免許状

専 攻	コース	取得できる免許状	免許教科の種類
教職実践専攻	ミドルリーダー養成コース 学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，外国語，宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，外国語，宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	
		養護教諭専修免許状	

10. 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

「ミドルリーダー養成コース」においては，大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を実施することとし，教育現場で活躍している現職教員に対し，教員としての

身分を保有したまま入学し学修できるようにする。その場合は、2年次において、勤務校で勤務しつつ指導を受けるものとする。この特例を受けようとする時は、指導教員の承認を得た上、入学年度の4月末日までに、また、入学後にその事由が発生した場合には、履修方法の特例を受けようとする前年度の3月末日までに研究科長に願い出て、その許可を受ける。

この特例の適用を許された現職教員学生は、1年次において原則として25単位以上（現行は20単位以上）を履修し、2年次においては、毎週定期的に通学し、講義及び指導を受けるものとする。

（１）標準修業年限

標準修業年限は、14条特例を適用した場合でも2年とする。

（２）履修指導等の方法

青森県教育委員会は、現職教員学生の本専攻への在学中における服務の取扱いを「出張」とし、一定の経費を支給することとしている。なお、2年次の毎週定期授業への出席も出張の取扱いとなる。また、勤務校に出向いた指導教員と実習に専念するため、勤務校における実習は、勤務校の長の命により校内での研修とし、校務は行わない取扱いとする。

日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間に実施し、弘前大学附属図書館や教職大学院院生室の利用を考慮する他、メールなどによる情報交換を通して、有効な指導を行う。

（３）授業の実施方法

1年次の授業については、平日昼間及び集中講義によって実施するが、2年次については、勤務しながら学ぶことになるため、毎週定期的に教育実践研究A・BⅢ、Ⅳ、及び、特別支援教育実践研究Ⅲ、Ⅳ(Ⅲ、Ⅳ両方合わせて2単位(30時間))を行うこととする。

（４）教員の負担の程度

本専攻担当教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。そのため、長期休業中の集中講義については、時間及び時期の調整を行うなど、過重な負担にならないような工夫を施す。なお、集中講義を土曜日に開講する場合は、振替休日制度を利用する。

（５）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

大学内にある附属図書館は、土曜日、日曜日、祝日を含む全ての曜日において、利用可能である。開館時間を考慮して、文献の検索や複写の利用ができるようにし、教育・研究に支障がないように配慮する。また、教育学部内に、教育研究上、最低限必要と考えられる図書及び資料等を整備し、教育学部附属教員養成学研究開発センターの資料とともに常時利用できるようにする。

学生が使用する情報処理機器は、本専攻の院生室内に学生が常時利用できる台数を設置し、利用に支障が生じないように対応する。また、自習スペースも確保するとともに、教職大学院での活用が考えられる視聴覚機器などはいつでも使用できるように配慮する。

本学保健管理センターと連携しつつ、健康診断、健康相談やカウンセリングを受けることができる体制を整えることにしている。事務体制については、電子メールでの連絡体制の整備、申請等の電子化、配布物等の郵送や郵送による諸手続の受付など、14 条特例によって修学に支障を来さないように対応する。

(6) 入学者選抜の概要

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員（18 人）に含まれるものとする。

特別選抜により実施するものとし、入学者の選抜は、主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について、入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また、専門分野に関する知識等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

1 1. 管理運営

(1) 学内の管理運営体制

1) 教育学研究科委員会

研究科長を長とし、研究科専任担当の教授、准教授、講師及び助教で構成される研究科委員会を置く。研究科委員会の審議事項は、学長が定める事項、学長等の求めに応じ意見を述べる事項、退学、休学その他学生の身分に関する事項、試験に関する事項、修士論文の審査に関する事項、その他教育研究に関する重要事項とする。

2) 教職実践専攻会議

教育学研究科委員会の下に、教職実践専攻会議を置く。専攻会議の議長には専攻長をもって充てる。専攻会議は、カリキュラム等の事項を審議する。

この専攻会議の下に次の 4 つの組織を置く。

① 総務部会

専攻会議の日程調整、予算計画及び執行、県教委及び市町村教委との連携窓口、教育研究協議会の運営、自己評価等を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

② 教務部会

教務についての業務全般を行うとともに基礎科目、独自テーマ科目、発展科目の教育成果検証と内容等の検討を行う。また、本専攻の FD 推進活動の企画運営を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

③ 実習部会

実習全体の企画実施・評価等を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

④ 入試フォローアップ部会

入試業務全般業務、修了生のフォローアップ、在学生との連携等の企画・運営、

学習成果報告書及び成果報告会についての業務を行う。専攻会議所属専任教員によって構成する。

（２）外部の協議機関

本学と青森県教育委員会とでは、「教職大学院設置協議会」が設置されている。なお、この組織は、平成 29 年 4 月より「教職大学院教育研究協議会」として、教職大学院の教育実践、組織運営及び評価に関することを協議する機関として発展した。

また、本学教育学部と弘前市を含む青森県中南地区各教育委員会による「中南地区連携推進協議会」も設置されている。これらの協議会において、現場のニーズに応じた教育課程の編成や評価、現職教員研修の効果的な実施、地域連携の推進における関係機関との協働等について、定期的に意見交換を行っている。

１）教職大学院教育研究協議会

○設置期間

平成 29 年 4 月～

○構成員

教育委員会

- ・青森県教育委員会
(教育次長，参事・教職員課長，学校教育課長，青森県総合学校教育センター所長)
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・黒石市教育委員会（教育長）
- ・平川市教育委員会（教育長）
- ・藤崎町教育委員会（教育長）
- ・大鰐町教育委員会（教育長）
- ・田舎館村教育委員会（教育長）

弘前大学

- ・理事（教育担当）
- ・大学院教育学研究科長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻副専攻長

なお、平成 31 年 4 月より、専門職大学院設置基準（平成 29 年文部科学省令第 35 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する教育課程連携協議会として組織を改編し、教職大学院の教育実践、組織運営及び評価に関する事項に加え、教育課程の編成・実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項、さらには、教職大学院と県教委等との連携した取組に関する事項等について協議する機関として「弘前大学教職大学院教育研究協議会」を置くこととした。

構成員は以下の通りである。

- ・弘前大学理事（教育担当）
- ・弘前大学大学院教育学研究科研究科長
- ・弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻長
- ・教職実践専攻副専攻長及び部会長（総務，教務，実習，入試フォローアップ）

- ・青森県教育庁教育次長（学校教育課・教職員課担当）
- ・青森県教育庁学校教育課長
- ・青森県教育庁教職員課長
- ・青森県総合学校教育センター所長
- ・青森県教育庁中南教育事務所長
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・黒石市教育委員会（教育長）
- ・平川市教育委員会（教育長）
- ・藤崎町教育委員会（教育長）
- ・大鰐町教育委員会（教育長）
- ・田舎館村教育委員会（教育長）
- ・弘前市教育委員会学校教育推進監
- ・弘前大学教育学部附属学校統括校長
- ・学校フィールド実習連携協力校校長(県立学校から1校，市町村立学校から1校)
- ・その他議長が必要と認めた者

2）中南地区連携推進協議会

○設置期間

平成27年4月～

○構成員

教育委員会

- ・中南教育事務所所長
- ・弘前市教育委員会教育長
- ・黒石市教育委員会教育長
- ・平川市教育委員会教育長
- ・藤崎町教育委員会教育長
- ・大鰐町教育委員会教育長
- ・田舎館村教育委員会教育長
- ・中南教育事務所次長

弘前大学

- ・大学院医学研究科長
- ・大学院医学研究科教員
- ・大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター長
- ・教育学部長

3）中南地区連携推進協議会作業部会

○設置期間

平成27年4月～

○構成員

- ・中南教育事務所教育課長
- ・弘前市教育委員会学校指導課長
- ・黒石市教育委員会理事，指導課長事務取扱，教育研究所長

- ・平川市教育委員会指導課長
- ・藤崎町教育委員会学務課課長補佐
- ・大鰐町教育委員会教育長
- ・大鰐町教育委員会学務障害学習課長
- ・田舎館村教育委員会教育課長
- ・県立弘前聾学校教頭
- ・県立弘前高等学校教頭
- ・弘前市教育委員会学校指導課指導主事

弘前大学

- ・大学院医学研究科オーラルヘルスケア学講座教員
- ・大学院医学研究科アクティブライフプロモーション学研究講座教員
- ・大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター教員
- ・教育学部地域連携支援室長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻教員

1 2. 自己点検・評価

1. 自己点検・自己評価の体制

「教職大学院教育研究協議会」を設置し、ここが年に1度(3月)、教職大学院の実践・研究に関する評価を実施している。この体制を令和2年度以降も継続する。

2. 自己点検・自己評価の方法

教職大学院の教育目標と年度重点計画の達成程度、問題点や課題の洗い出し、次年度の改善策の検討等を評価シートや教員アンケートを用いて実施する。

学生による授業評価は授業に対する具体的な意見や要望を把握するために自由記述で行う。

上記の様な自己評価結果を、教職大学院教育研究協議会に諮り、外部評価として毎年点検を行っているが、それを令和2年度以降も継続する。

3. 自己点検・自己評価結果の公表

研究科ホームページ等を通じて外部評価の結果を公表する。

本学は、本学の中期目標・中期計画に定めた本学の基本的な目標を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価に係る業務を行うため、評価室を設置している。評価室は、教育評価部門、研究評価部門、社会貢献評価部門、管理運営評価部門、診療評価部門、その他室長が必要と認めた評価部門から構成されており、主に、全学に係る組織の業務評価及び職員の業績評価の情報収集並びに基礎資料の作成、組織の業務評価及び職員の業績評価の評価基準の原案作成並びに評価基準の見直し、中期目標・中期計画・年度計画策定の基礎資料の作成、認証評価機関の評価に関する業務、全学に係る自己点検及び評価に関する業務、全学に係る外部評価に関する業務を行っている。

(1) 組織評価

各学部、研究科及び各研究所を対象に、毎年度実施することにより、それぞれの教育研究活動等の状況を明らかにし、本学の教育研究等の質の向上及び機能強化に推進することを目的として実施している。部局は、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、学長へ提出し、学長は教育研究活動等の状況に加え、別途収集する評価指標に関する状況に基づき、部局長から意見を聴取した上で、総合的な評価を行っている。なお、評価の結果は、役員会の議を経て、当該部局に通知される。

【評価項目】

①教育研究活動等の状況（教育活動、研究活動、社会との連携等）

- ・ 中期計画の進捗状況
- ・ 特記事項

②評価指標に関する状況

- ・ 共通評価指標
- ・ 選択的評価指標
- ・ チャレンジ指標

(2) 教員業績評価

本学の教育研究等の質の向上を目的とし、毎年度、教員の業績評価を実施している。教員業績評価は、一次報告者による評価後、調整者による調整を経て、学長が最終評価を行う。また、学長は、評価項目及び評価基準、評価結果の分布状況等を公表し、当該評価結果を教育研究等の質の向上や活性化に役立てるとともに、処遇等に反映させる。

【評価の種類】

活動状況評価、貢献度等評価

【評価の分野】

教育、研究、社会貢献、診療及び管理運営の5分野

(3) 職員人事評価

職員の職務上達成した結果や職務遂行能力等を公正かつ客観的に評価することを通じ、職員の資質・能力の向上と勤務意欲の増進を図るとともに、人材育成及び人事管理等に有効に活用し、その能力を最大限に発揮させることで、業務能率の増進と組織の活性化に資することを目的とし、毎年度実施している。

(4) 認証評価

本学では、平成17年度及び平成24年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価を受け大学評価基準を満たしていると評価された。なお、教職大学院については令和2年度に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定しており、現在、準備を進めている。

1) 認証評価を受ける計画等

平成31年4月 認証評価委員会を設置
 自己評価書作成に係る検討開始

令和元年 12 月	一般財団法人教員養成評価機構による説明会に参加 同機構へ認証評価実施を申請
令和 2 年 6 月	同機構へ自己評価書を提出
令和 2 年 10～11 月	同機構による訪問調査
令和 3 年 3 月	評価結果の受理

2) 認証評価を受けるための準備状況

平成 29 年 4 月の弘前大学教育学研究科教職実践専攻の設置と同時に、教職大学院教育研究協議会を発足させ、日常的に自己点検評価を実施する体制を整備している。令和 2 年度に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定して、平成 30 年度中から先行する教職大学院の認証評価の実施状況の調査も含めて情報収集している。

平成 31 年 4 月からは、認証評価委員会を発足させ、具体的な作業を開始し、同年 12 月には同機構の説明会に参加し、また、必要に応じて指導を受けるなどの具体的な準備に入る予定である。

3) 認証評価を確実に受けることの証明

一般財団法人教員養成評価機構から、認証評価を確実に受けることを書面で確認した。(【資料 13】参照)

1 3. 情報の公表

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

(1) 大学ホームページによる情報提供

弘前大学ホームページアドレス

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/>

教育学研究科ホームページアドレス

www.edu.hirosaki-u.ac.jp/gs/

(2) 教育研究活動等に関する情報の公表

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/educationalinfo/kyoikukohyo172-2.html>

トップページ＞弘前大学について＞公表事項＞教育情報の公表＞教育情報の公表（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・大学の目的

- ・大学院の目的
- ・各学部及び研究科の目的

2) 教育研究上の基本組織に関すること

- ・学部（学科，課程等）の名称
- ・研究科（専攻等）の名称

3) 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教育研究組織図
- ・事務機構図
- ・教員数（部局別・職種別・男女別）
- ・教員の年齢構成（職種別・男女別）
- ・教員が有する学位及び業績
- ・教員の授業科目の特色

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況について

- ・入学者に関する受け入れ方針
- ・入学定員（編入学を含む），収容定員，在学者数
- ・卒業者数，修了者数
- ・就職者数，進学者数

5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

- ・学年暦

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

① 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学）

- ・学則
- ・教養教育履修規程
- ・国際交流科目履修規程
- ・人文社会科学部規程
- ・教育学部規程
- ・医学部規程
- ・理工学部規程
- ・農学生命科学部規程

② 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学院）

- ・大学院学則
- ・大学院共通科目履修規程
- ・人文社会科学研究科規程
- ・教育学研究科規程
- ・医学研究科規程

- ・保健学研究科規程
- ・理工学研究科規程
- ・農学生命科学研究科規程
- ・地域社会研究科規程
- ・授与する学位の名称
- ・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスの概要，キャンパスまでの交通機関
- ・課外活動の状況，課外活動施設
- ・休息がとれる環境，その他の学習環境

8) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・入学料，授業料，奨学制度等
- ・授業料・入学料の免除について
- ・学寮生活に必要な経費
- ・教材購入費
- ・施設利用料

9) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・各窓口担当及び諸手続など
- ・学生支援など（学生担任制度，オフィスアワー，学長直言箱，キャンパスマナー，学生表彰制度及び懲戒，経済生活，福利厚生など）
- ・課外活動
- ・教育職員免許状の取得
- ・学芸員の資格取得
- ・心身の健康について
- ・国際交流について
- ・就職について
- ・インターンシップについて

10) その他

① 弘前大学規則集

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/about/kisoku.html>

トップページ>弘前大学について>基本情報>弘前大学規則集

② 学部・研究科の設置等に係る情報

https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/gakubu_setti.html

トップページ>弘前大学について>公表事項>学部・研究科の設置に係る情報

③ 自己点検評価・学部評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/plan/ninsho.html>

トップページ>弘前大学について>将来計画・大学評価>自己点検評価・外部評価

④ 認証評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/plan/jiko-gaibu.html>

トップページ>弘前大学について>将来計画・大学評価>認証評価

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教職実践専攻（教職大学院）のFD

教職大学院の教育・研究は、教育学研究の在り方自体に厳しい自己変革を求めるものであることから、本専攻自身の不断のFD活動が不可欠となる。そのため、教職実践専攻会議の中に置かれたカリキュラム検討部会が、本専攻の教育成果の検証を担当するとともに、教職実践専攻会議の中のFD推進部会が弘前大学教育学部FD委員会と連携して本専攻に特化したFD推進を行う。

なお、FD推進部会が行う活動は、以下のとおりである。

- ・ 学生による授業評価の実施とそれに基づく授業改善
- ・ 本専攻の授業の定期的公開とその後の授業研究会の実施（教育委員会及び連携協力校の教員も参加）
- ・ 本専攻の教員が全員参加してのFD研修会の実施（長期休業期間に開催）
- ・ 本専攻の教員と学生との懇談会の実施（半期毎）

(2) 大学間や教職員支援機構との連携によるFDの実施

他県教職大学院等が開催している公開FDやラウンドテーブルに教員を派遣し、その成果を本専攻の改善に活用できる体制を構築する。これらのことで、自らの内容や方法の特色や問題点に気づくだけでなく、学生の到達度、連携協力校との連携の在り方などについて議論を交わし、その成果を本専攻の運営に反映させる。また、教職員支援機構の教員研修会への専任教員派遣を行う。

連携協力校等との連携・実習について

1. 連携協力校等との連携

(1) 連携協力校等との連携について

本専攻において連携協力校は、実習校として、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生にあつては「調査、仮説設定の場及び仮説検証実践の場」、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生にあつては「教育実践力向上の場」とするものである。また、弘前大学教育学部附属学校以外の連携協力校は、多様な実習、事例収集等が可能となることを考慮して確保する。

なお、連携協力校については、次の4つのカテゴリーに分かれる。

- (1) 確定している17校
- (2) 弘前市内の市立小学校・中学校、青森県教育委員会指定校
- (3) 現職教員学生の勤務校
- (4) 弘前市内の市立小学校・中学校、青森県立の高等学校・特別支援学校

【連携協力校の各カテゴリー】

カテゴリー	調整機関	調整内容	科目名
(1) 確定している連携協力校17校	確定済		実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB 特支実習ⅠA-1 特支実習ⅠA-2 特支実習ⅠB-1 特支実習ⅠB-2 特支実習ⅡB 特支実習ⅢB 特支実習ⅣB

(2) ①弘前市内の市立小学校・中学校	弘前市教育委員会	・毎年度、前年度の２月～３月に確定 ・本専攻の教員が校内研修会等で指導できる内容を、弘前市教育委員会を通して弘前市内の各学校に周知する。 ・各学校の希望に基づき弘前市教育委員会と本専攻が相談し、実習先として校内研修会を行う学校を決定する。	実習ⅡＡ 特支実習ⅡＡ
②青森県教育委員会指定校	青森県教育委員会	・毎年度、前年度の２月～３月に確定 ・青森県教育委員会指定校に、青森県教育委員会が現職教員学生の実習先となる可能性がある旨、事前に周知する。	実習ⅡＡ 特支実習ⅡＡ
(3)現職教員学生の勤務校	青森県教育委員会	・現職教員学生の入学確定時に確定 ・青森県教育委員会が応募要項等に、勤務校が現職教員学生の２年次の実習先となることを明記の上、各学校に周知する。	実習ⅢＡ 特支実習ⅢＡ
(4) ①弘前市内の市立小学校・中学校	弘前市教育委員会	・毎年度、前年度の３月に確定 ・小学校・中学校での学校フィールド実習、集中実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなかった場合、弘前市教育委員会が弘前市内の市立学校について調整を行う。	実習ⅠＡ-1 実習ⅠＡ-2 実習ⅠＢ-1 実習ⅠＢ-2 実習ⅡＢ 実習ⅢＢ 実習ⅣＢ 特支実習ⅠＡ-1 特支実習ⅠＡ-2 特支実習ⅠＢ-1 特支実習ⅠＢ-2 特支実習ⅡＢ 特支実習ⅢＢ 特支実習ⅣＢ

②青森県立の高等学校・特別支援学校	青森県教育委員会	・毎年度、前年度の3月に確定 ・高等学校の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、県立高等学校について実習先として青森県教育委員会が調整を行う。 ・確定している連携協力校以外の県立学校による実習を希望する学部新卒学生がいる場合、学校フィールド実習、集中実習の実習先として、青森県教育委員会が県立高等学校、特別支援学校について調整を行う。	実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB 特支実習ⅠA-1 特支実習ⅠA-2 特支実習ⅠB-1 特支実習ⅠB-2 特支実習ⅡB 特支実習ⅢB 特支実習ⅣB
-------------------	----------	--	--

以下に、それぞれのカテゴリーについて述べる。

(2) 確定している連携協力校 (17校)

1) 実習施設確保の考え方

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生については、近隣の学校で履修できるように、本学の近隣にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を連携協力校として確保した。なお、弘前市内の小学校、中学校、高等学校の比率と予想される学部新卒学生の就職希望校種を考慮の上、小学校5校、中学校3校、高等学校4校、特別支援学校1校を確定させている。

また、附属学校については、全コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及びミドルリーダー養成コースの授業実践省察実習を行う。

【確定している17校】

	学校種	地区	学校名
1	小学校	弘前市	弘前市立大成小学校
2	小学校	弘前市	弘前市立松原小学校
3	小学校	弘前市	弘前市立文京小学校
4	小学校	弘前市	弘前市立桔梗野小学校
5	小学校	弘前市	弘前市立朝陽小学校
6	中学校	弘前市	弘前市立第一中学校
7	中学校	弘前市	弘前市立第三中学校
8	中学校	弘前市	弘前市立第四中学校
9	高等学校	弘前市	青森県立弘前高等学校
10	高等学校	弘前市	青森県立弘前中央高等学校
11	高等学校	黒石市	青森県立黒石高等学校
12	高等学校	平川市	青森県立柏木農業高等学校
13	特別支援学校	弘前市	青森県立弘前第一養護学校

14	幼稚園	弘前市	教育学部附属幼稚園
15	小学校	弘前市	教育学部附属小学校
16	中学校	弘前市	教育学部附属中学校
17	特別支援学校	弘前市	教育学部附属特別支援学校

2) 教育課程との関係

- ・ミドルリーダー養成コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の場として、連携協力校での1日の実習（授業や活動）及び公開研究会での実習を通して、「教育実践研究法A・B（教育実践研究A・BI）」及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動しながら研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習の場として、授業研究を経験するとともに、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学生に対するメンター実習の場として、「教育実践研究A・B法（教育実践研究A・BI）」及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の場として、連携協力校での1日（授業や活動）の実習を通して、「教育実践研究法A・B（教育実践研究A・BI）」及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動しながら、研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの恒常的な実習（学校フィールド実習）・集中実習の場として、連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的及び集中的に実習を行い、＜教育実践研究科目＞及び「特支教育実践法（特支教育実践研究I）」と連動して「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付ける実習を行う。なお、学校フィールド実習では1年次前期の実習を除いて各実習期間中に4時間～6時間は学部新卒学生単独で授業実践等を行う。

(3) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、青森県教育委員会指定校（青森県教育委員会による調整）

1) 実習施設確保の考え方

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生については、青森県教育委員会指定校を含めて特色ある教育を実践している学校及び現職教員学生の勤務校と環境の異なる学校等で実習を行うことは有意義な学習となることが期待できる。この観点から、弘前市内で校内研修会等を通して学校改善を行おうとしている学校や青森県教育委員会指定校について、青森県教育委員会、弘前市教育委員会との実習施設の調整実施承諾書に基づき、連携協力校として確保できるようにしている。なお、連携協力校の決定は毎年度、前年度の2月～3月に行う。（【資料14】参照）

2) 教育課程との関係

本専攻の教員と共に、校内研修会等へ参加し、教育現場の抱える課題の把握、その課題解決のための仮説を形成することができるようにする。

3) 教育委員会との調整事項

- ・青森県教育委員会指定校に対して、青森県教育委員会が現職教員学生の実習先となる可能性がある旨、事前に周知する。
- ・本専攻の教員が校内研修会等で指導できる内容について、弘前市教育委員会を通して弘前市内の各学校に周知する。その後、各学校の希望に基づき弘前市教育委員会と本専攻が相談し、校内研修会を行う学校を決定する。

(4) 現職教員学生勤務校（青森県教育委員会による調整）

1) 実習施設確保の考え方

青森県教育委員会からの派遣等によるミドルリーダー養成コースの現職教員学生（1学年8人程度）は、2年次については、勤務校において、定期的の実習を行う。したがって、学生の勤務校が実習校となるため、青森県教育委員会の調整により、勤務校を連携協力校として確保するようにした。なお、連携協力校の決定は、現職教員学生の入学確定時となる。

2) 教育課程との関係

現職教員学生の勤務校が抱える課題の解決のために、1年次に形成した仮説を基に研修会等の企画運営、実践結果の省察を通じた改善を行い(課題解決の追究)、その成果をまとめる。

3) 教育委員会の調整事項

勤務校が現職教員学生の2年次における実習先となることについて、青森県教育委員会が応募要項等に明記の上、各学校に周知する。

(5) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、青森県立の高等学校・特別支援学校（青森県教育委員会による調整）

1) 実習施設確保の考え方

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コース（学部新卒学生）の学校フィールド実習・集中実習について、確定している17校の連携協力校だけでは、以下のような問題が生じる可能性が考えられる。

- ・学部新卒学生の実習希望校種に偏りが生じ、ある校種について、確定している連携協力校の実習受入人数の限界数を超過してしまう。
- ・学部新卒学生の実習希望が普通高校以外の専門高校である場合、確定している連携協力校は普通高校であるので対応できない。
- ・学部新卒学生の実習希望が、確定している特別支援学校の教育内容と異なる場合、確定している特別支援学校では対応できない。

また、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースが高等学校で行う事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習では、確定している連携協力校で行うが、その高等学校が学校行事等の関係で日程上の調整がつかない可能性も考えられる。こうした場合、連携協力校が確定している高等学校は附属学校ではないので、その学

校事情を優先する必要がある。したがって、実習を行うことができる他の県立高等学校を探す必要が生ずる。

上記のような問題が発生した場合、青森県教育委員会、弘前市教育委員会との調整の上、連携協力校を確保するようになっている。

2) 教育課程との関係

- ・ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習を行い、授業研究を経験するとともに、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生に対するメンター実習を行い、「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・B I）」及び「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究 I）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。
- ・連携協力校での 1 日（授業や活動）の事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して、「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・B I）」及び「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究 I）」と連動しながら研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学校フィールド実習や集中実習の場として、恒常的及び集中的に実習を行い、＜教育実践研究科目＞及び「特別支援教育実践研究法（特別支援教育実践研究 I）」と連動して「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付ける実習を行う。

3) 教育委員会との調整事項

- ・高等学校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、県立高等学校について青森県教育委員会が実習先として調整を行う。
- ・確定している連携協力校以外の県立学校による実習を希望する学部新卒学生がいる場合、学校フィールド実習、集中実習の実習先として、青森県教育委員会が県立高等学校、特別支援学校について調整を行う。
- ・小学校・中学校での学校フィールド実習、集中実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、弘前市教育委員会が弘前市内の市立学校について調整を行う。

(6) 教育関連施設との連携について

本専攻では、ミドルリーダー養成コースについてはミドルリーダー育成の一環として、最終的には解決方法を広く職場の同僚に広めるための方策について追究させていく（研修会等の企画運営等）。その際、青森県教育委員会及び弘前市教育委員会の教育センター等の教育関連施設や研修施設と連携し、教育関連施設の業務や現職教員研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、また、自らの課題解決に活用できる人材や地域人材がどのような所に所属しているのかについて、実習や本専攻教員との研修会企画運営を通して把握していくようにする（ミド

ルリーダー養成コース1年次)。

また、青森県教育委員会及び弘前市教育委員会の教育センターとの協議に基づいて本専攻の教員が各センターの研修会の講師を引き受け、その引き受けた研修会についてミドルリーダー養成コースの学生の実習を兼ねて行うことも予定している。こうしたことを通して、ミドルリーダー養成コースの学生が研修会等の企画運営をする力を育成するだけではなく、各センターの研修会の充実に本専攻が貢献していくようになる。さらに、青森県総合学校教育センターで行われている10年次研修の一部についても、本専攻の教員が企画運営を行うとともにミドルリーダー養成コースの学生の実習の場としていく予定である。

なお、実習施設として使用の承諾を得ている施設は以下のとおりである。

【教育関連施設】

- ・青森県教育庁
- ・青森県総合学校教育センター
- ・青森県総合社会教育センター
- ・青森県立梵珠少年自然の家
- ・弘前市教育委員会
- ・弘前市教育センター

また、青森県教育委員会、市町村教育委員会等と連携し、「教職大学院教育研究協議会」が設置されており、連携協力校等における実習の企画・期間等の評価についての協議を行っている。構成員は以下のとおりである。

〔学外〕

- ・青森県教育委員会（次長，教職員課長，学校教育課長，青森県総合学校教育センター所長）
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・各市町村教育委員会（教育長）（黒石市，平川市，藤崎町，大鰐町，田舎館村）

〔学内〕

- ・理事（教育担当）
- ・大学院教育学研究科長
- ・大学院教育学研究科教職実践専攻長

（7）連携協力校等と協働して取り組む課題

各学校の校内研修に本専攻の教員が講師・助言者として関わりながら、青森県教育委員会の研究指定内容，連携協力校が取り組んでいる研修内容と学生が持つ課題意識を基にして、＜教育実践研究科目＞と連動した活動が想定される。

〔活動例〕

1) 校内研修会との連携…ミドルリーダー養成コース

① 連携協力校の研究主題に沿った支援

授業づくりのための資料の提供，授業で用いる教材の開発，子どもの実態調査，子どものノートや発言の分析などを行う。

② 校内研修会への参加

年間数回行われる校内研究会に本専攻の教員とともに参加して，意見交換を行

う。指導案検討会に参加したり、授業を参観する際、抽出した子どもの実際や教師の活動を細かく記録したり、ビデオ撮影、写真撮影なども行ったり、協議会に参加したりする。

2) 学校が抱える教育相談的課題についての連携協力…ミドルリーダー養成コース

① 教育相談の方向性に関する協働

教育相談の動向や方向性、研究企画について、本専攻の教員・学生と学校教員とで学習会を行う。

② 学校と家庭の連携の在り方を学ぶ

子どもへのカウンセリング、学習障害に対する相談、不登校児童・生徒のケア等の専門家による相談を見学する(プライバシー保護については協議する)。

3) 授業への連携…学校教育実践コース, 教科領域実践コース, 特別支援教育実践コース

① 各学校及び各学級の教育課題解決に向けた教育実践を研究仮説に基づいて行い、その成果と課題を本専攻の教員及び連携協力校の教員と共に省察をする。

② ティームティーチング教員、少人数指導教員としての授業を行い、学生自らの研究課題に取り組みながら、各学校及び各学級の教育課題解決に協力をする(集中実習または週に1回の授業実践等)。

③ 評価問題の作成、採点の支援独自のテストを作成し、採点、評価の支援を行う。

④ 学校行事への参加として、運動会、宿泊行事に協力する。

(8) 附属学校の活用について

附属学校での実習は、主に1年次前期における事実の収集とその分析の仕方、学校が抱える問題の把握の仕方を学ぶ場とする。また、附属学校で毎年行われる公開研究会に参加し、教師の研究成果の発表の仕方を学ぶ。

なお、附属学校における実習については、附属学校の児童・生徒の特殊性から、その意義について疑義をもたれることが多い。本専攻が行う附属学校での実習は、理論と実践の往還・融合を支える事実の収集と分析の仕方について、その方法を習得させることにその目的がある。さらには、「教育実践研究科目」の「教育実践研究法 A・B (教育実践研究 A・B I)」及び「特別支援教育実践研究法 (特別支援教育実践研究 I)」と関連させて、収集した事実から課題を明確にする方法についても理解させることを目的としている。したがって、このような目的をもった実習は本専攻の授業が開始される4月から5月に実施されることになるが、こうした時期に公立学校に事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を依頼することは困難なことが予想される。さらに、大学との協働で行う校内研究を学校経営の柱の1つとしている附属学校の公開研究会等に参加することは、青森県の教員であるミドルリーダー養成コースの学生にとって貴重な経験となる。このような理由から本専攻では、附属学校で実習を行うこととした。

2. 実習の具体的計画

(1) 実習計画の概要（実習のねらい）

本専攻の実習の目的は、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学部新卒学生では、異なるため、実習科目については、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生は、別々に行うこととした。（【資料 15】参照）

1) ミドルリーダー養成コース

①実習の到達目標

事実を収集・分析し、解決のための仮説形成、実践を継続的に推進する中で、地域や学校課題を見極め、学校内外と協働して研修会等を企画運営し、組織的に課題解決に取り組むことができる。

②実習のねらい及び実習内容

1 年次には連携協力校や教育関連施設での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して自己の課題を形成し、その課題と同じ方向性の連携協力校や教育関連施設の研修会に参加をすることを通して課題解決のための仮説を形成する。

2 年次には、勤務校で勤務を行いながら、勤務校や地域の課題を仮説に基づいて解決するための実践、省察（仮説検証）を行い、課題の解決を目指すと共に研究の成果をまとめる（「教育実践研究 A・BIV」及び「特別支援教育実践研究Ⅳ」）での教育実践研究発表会で発表）。

なお、全ての実習科目は、「教育実践研究科目」と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付けるようにしていく（理論と実践の往還・融合）。

各実習科目の概要等は次表のとおりである。

表 1 各実習科目の概要

実習科目	実習先	実習のねらい	実習期間・時間
○実習ⅠA-1 （課題把握） ・ 1 年次前期 ・ 4 単位（120 時間）	【連携協力校】 ・ 附属学校 ・ 県立高等学校 （県教委調整） 【教育関連施設】 ・ 青森県教育庁	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及び公開研究会参加を通して、「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・BⅠ）」と連動しながら事実の収集の仕方、課題の明確化と把握の仕方を知る。	○連携協力校における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・ 8 時間×5 日 （内訳） 附属幼稚園 1 日 附属小学校 1 日 附属中学校 1 日 附属特別支援学校 1 日 県立高等学校 1 日
○特支実習ⅠA-1 （課題把握） ・ 1 年次前期	・ 青森県総合学校教育センター ・ 青森県総合社会教育センター	※本学の附属学校に高等学校がないことから、県立の高等学校に協力を依頼し実習を行う。 ○青森県及び弘前市の教育関連施設	

・ 4 単位 (120 時間)	・ 青森県立梵珠少年自然の家 ・ 弘前市教育委員会	において、教育関連施設の業務や現職教員研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、そして、自らの課題解決に活用できる人材や地域材がどのような所に所属しているのかについて把握していくとともに、地域や学校についての教育委員会としてどのようなことを課題として捉えているのかを確認する。 ○教育関連施設での実習の後半に「省察検討会」を行い、各学生が収集した事実や学んだことを各施設の担当者参加の上で協議を行った上でレポートを提出させ、「観て終わり」とならないように実習のプログラムを充実させる。	○附属学校における公開研究会の参加 ・ 8 時間×5 日 ○教育関連施設における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・ 8 時間×1 日×5 箇所 青森県教育庁 1 日 青森県総合学校教育センター 1 日 青森県総合社会教育センター 1 日 青森県立梵珠少年自然の家 1 日 弘前市教育委員会 1 日
○実習ⅠA-2 (課題把握) ・ 1 年次前期 ・ 1 単位 (30 時間) ○特支実習ⅠA-2 (課題把握) ・ 1 年次前期 ・ 1 単位 (30 時間)	【連携協力校】 ・ 附属学校 ・ 市立小学校・中学校 (市教委調整) ・ 県立高等学校 (県教委調整)	○ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習を行い、授業研究を経験すると共に、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。また、学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学生に対するメンター実習を行い、「教育実践研究法 A・B (教育実践研究 A・BⅠ)」及び「特別支援教育実践研究法 (特支教育実践研究Ⅰ) と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。	○附属学校における授業実践省察実習 ・ 5 時間×3 日 ○連携協力校 (附属学校を除く) における学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学生のメンター実習 ・ 5 時間×3 日
○実習ⅡA (仮説形成) ・ 1 年次後期 ・ 3 単位 (90 時間) ○特支実習ⅡA	【連携協力校】 ・ 確定している学校 (附属学校を除く) ・ 市立小学校・中学校 (市教委調整) ・ 青森県教育委員	○本専攻の教員とともに、連携協力校の校内研修会への参加、及び研修会主催者の視点をもって教育関連施設の研修会への参加を通して、教育現場の抱える課題を把握し、その課題解決のための仮説を形成することができるようにする。	○連携協力校における研修会の参加 ・ 5 時間×12 日 ○教育関連施設における研修会の企画・運営・参加 ・ 青森県総合学校教育センター 6 時間×2 日

(仮説形成) ・ 1 年次後期 ・ 3 単位 (90 時間)	会指定校 【教育関連施設】 ・ 青森県総合学校教育センター ・ 弘前市教育センター	○実習先の選択については (特支) 実習 I A-1 (課題把握), (特支) 実習 I A-2 (課題把握) での学び, 及び各ミドルリーダー養成コースの学生が勤務校で今後担う各自の役割を想定した上で, 自ら選択する。	・ 弘前市教育センター 6 時間×3 日
○実習ⅢA (課題検証) ・ 2 年次通年 ・ 2 単位 (60 時間) ○特支実習ⅢA (課題検証) ・ 2 年次通年 ・ 2 単位 (60 時間)	【連携協力校】 ・ 勤務校	○勤務校が抱える課題の解決のために, 1 年次に形成した仮説を基に研修会等の企画運営, 実践結果の省察を通じた改善を行い (課題解決の追究), その成果をまとめるようにする。	○連携協力校における実習 ・ 6 時間×10 日
こうした実習を行うことで, 4 つの力の中の《省察力》の育成だけではなく, 各学生が抱える課題の解決のために, 教育行政とどのように連携を図ればよいのかを考えるきっかけ, さらには, 各学生が勤務する学校のバックヤードについて知ることによって自らのキャリア形成を考えるきっかけになることが期待でき, 《課題探求力》及び《自律的発展力》の育成につながっていく。			

2) 学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース

① 実習の到達目標

学部の実習では, 学校現場に慣れること, 授業をスムーズに展開できることを主たる目的としている。そのため多くの場合, 個々の児童・生徒の実態を捉えた授業デザインを検討するには至らない。また, 授業以外の教育活動の体験も乏しい。そこで, 以下のように各段階の到達目標を設定する。

- ・ 連携協力校における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習, 週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的な実習 (学校フィールド実習) 及び数日間連続で行う集中実習での教育全般に関わる実践と事実の収集を通して, 自らの真の研究課題を把握できる (1 年次前期)。
- ・ 週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む連携協力校での学校フィールド実習を通して把握した研究課題の解決のための仮説を設定し解決に向けて実践できる (1 年次後期)。
- ・ 自己の研究課題解決のための取り組みの省察を通して, 仮説を設定し直したり, 検証しつつ改善を加えたりするという研究的な手法を使った実践力を向上のための方法を習得する (2 年次)。

② 実習のねらい及び実習内容

学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースは、2年間にわたり、弘前市内の連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び数日間連続で行う集中実習（5日間及び10日間）を行うことで、教育活動全般にわたる実践力を修得する。なお、本学学部4年生が週1日恒常的に行っている「サポーター実習」との差別化を図るため、学校フィールド実習では単なる学校でのマンパワーとしての手伝いを行うのではなく、1年次前期の実習以外は各実習期間中に4時間～6時間の授業実践等を行う。その上で、1年次には、課題の把握及び課題の発見のため、2年次は課題解決の追究と仮説の検証という研究としての目的を持って各学年150時間以上の活動を行い、最終的には学習の成果をまとめる（「教育実践研究 A・BⅣ」及び「特支教育実践研究Ⅳ」での「教育実践研究発表会」で発表）。

なお、全ての実習科目は、「教育実践研究科目」と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付けるようにしていく（理論と実践の往還・融合）。

各実習科目の概要等は下表のとおりである。

表2 各実習科目の概要

実習科目	実習先	実習のねらい	実習期間・時間
○実習ⅠB-1 （課題把握） ・1年次前期 ・1単位（30時間） ○特支実習ⅠB-1 （課題把握） ・1年次前期 ・1単位（30時間）	【連携協力校】 ・附属学校 ・県立高等学校（県教委調整）	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・BⅠ）」及び「特支教育実践研究法（特支教育実践研究Ⅰ）」と連動させて省察し、子どもの事実の収集の仕方や授業の分析の仕方を身に付け、自らの研究課題の把握の方法を学ぶ。学校の実状を知り、自らの研究課題設定の資料とする。	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・6時間×5日 （内訳） 附属幼稚園 1日 附属小学校 1日 附属中学校 1日 附属特別支援学校 1日 県立高等学校 1日
○実習ⅠB-2 （課題把握） ・1年次前期 ・2単位（60時間） ○特支実習ⅠB-2（課題把握） ・1年次前期 ・2単位（60時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・BⅠ）」及び「特支教育実践研究法（特支教育実践研究Ⅰ）」と連動させながら、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び5日間連続で実習を行う集中実習を通して、教師としての使命感・自覚を身につけるとともに、自ら子どもとの関わり方や授業についての分析力を身につけ、自らの真の研究	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×5日（週1回） ○連携協力校における集中実習 ・6時間×5日

		課題を子どもの事実や自らの実践を省察することを通して、実践的に発見する。	
○実習ⅡB （仮説形成） ・1年次後期 ・2単位（60時間） ○特支実習ⅡB （仮説形成） ・1年次後期 ・2単位（60時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○実習Ⅰ及び特支実習Ⅰの成果と自ら設定した研究課題をもとに、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を通して把握した研究課題の解決のための仮説を形成し実践することに重点を置く。 ○実践の省察については実習校の担当教員の助言を基にして、「教育実践研究A・BⅡ」及び「特支教育実践研究Ⅱ」との連動で行う。	○連携協力校での学校フィールド実習 ・5時間×12日（週1回） ・6時間以上は実践授業等を行う
○実習ⅢB （課題解決研究） ・2年次前期 ・3単位（102時間） ○特支実習ⅢB （課題解決研究） ・2年次前期 ・3単位（102時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○1年次での実習を基盤にして、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び集中実習を通して、自ら発見した研究課題の解決のための仮説を設定し、実践・省察を行い、仮説の修正・改善策を考察する。また、新たな課題を見つける等研究的な手法を用いた研究課題解決のサイクルをくり返す。 ○実践の省察については、実習校の担当教員の助言を基にして、「教育実践研究A・BⅢ」及び「特支教育実践研究Ⅲ」との連動で実施する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×7日（週1回） ・4時間以上は実践授業等を行う ○連携協力校における集中実習 ・6時間×10日
○実習ⅣB （課題解決検証） ・2年次後期 ・2単位（72時間） ○特支実習ⅣB （課題解決検証） ・2年次後期 ・2単位（72時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行いながら、自分で設定した課題解決のための取り組みを省察し、検証しつつ改善を行い、最終的に成果と課題をまとめる（「教育実践研究A・BⅣ」及び「教育実践研究Ⅳ」の教育実践研究発表会で発表）。そして、教育全般に関わる実践力習得のための理論と方法を理解する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×12日（週1回） ・6時間以上は実践授業等を行う

	こうした教育全般に関わる学校フィールド実習と集中実習を「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・B I）」と連携させながら，教師としての使命感・自覚を身に付けるとともに，自らの子どもとの関わり方や授業についての分析力を身に付け，自らの真の研究課題を子どもの事実や自らの実践を省察することを通して実践的に発見することができるようにする。		

（２）実習指導体制と方法

１）実習校を決定するプロセス

①ミドルリーダー養成コース

○ 実習 A-1（課題把握）及び特支実習 I A-1（課題把握）について

本実習は，本専攻が指定した全ての学校・施設での 120 時間の実習にミドルリーダー養成コースの学生全員が参加する。

本実習では，附属学校，県立高等学校及び教育関連施設を実習先とする。これらの実習先については，承諾書に基づき，実習先として使用することの承諾を得ている。なお，県立高等学校での実習について，確定している連携協力校 17 校に含まれる高等学校で実習が行えない場合は，実習施設の調整実施承諾書に基づき，青森県教育委員会が調整の上，実習を行う県立高等学校を決定することとなっている。

○ 実習 I A-2（課題把握）及び特支実習 I A-2（課題把握）について

授業実践省察実習は，附属学校を実習先とする。校種は，基本的に勤務校種と同種の学校とする。なお，勤務先が高等学校である場合は，附属高校がないため，附属中学校で授業実践を行うこととする。附属学校で授業実践省察実習を行うことについては，承諾を得ている。

また，教科領域実践コース，学校教育実践コース，特別支援教育実践コースの学生に対するメンター実習については，原則，1 人の学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学生について 1 人のミドルリーダー養成コースの学生が担当するようにし，勤務校での担当教科と同じ教科を学校フィールド実習で担当している学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学生をマッチングするようにする。

現職教員学生と学部新卒学生との人数が異なる場合以下のようにする。

- ・現職教員学生的人数が学部新卒学生的人数より多い場合は，複数の現職教員学生がチームで 1 人の学部新卒学生のメンター活動を行う。したがって，現職教員学生全員がメンター活動を行える。
- ・現職教員学生的人数が学部新卒学生的人数より少ない場合は，1 人の現職教員学生について 1 人以上の学部新卒学生を配置する。したがって，現職教員学生全員がメンター活動を行え，かつ，学部新卒学生全員が現職教員学生の指導を受ける。なお，学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コースの学生

とのマッチングについては、必ずしも、勤務校での担当教科と一致するとは限らないため、各学生に対して、今後、引き受けるべき勤務上の役割を考慮した上で本専攻の実習部会教員が相談・指導を行う。相談・指導の際には、学生の勤務校種と異なる校種であっても、幼小中高の各校種の連続性から考えれば異なる校種でのメンター活動を行うことにより各校種ごとにどのような教育実践上の悩みや課題があるのかを知ることができ、したがって学生自身のキャリア形成に価値があること、さらには、他の学生や本専攻の教員と連携を取りながらメンター活動を行えることを知らせていく。

○ 実習ⅡA（仮説形成）及び特支実習ⅡA（仮説形成）について

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、青森県の課題を受けて勤務する地域や学校の課題を考慮し、自己の研究課題を設定した上で、実習先を選定する。具体的な流れは、以下のとおりである。

○実習先の決定（前年度）

- ・本専攻の教員が連携協力校、教育関連施設の研修会において講師・アドバイザー・指導者を担当できる内容の一覧を青森県教育委員会及び弘前市教育委員会を通して各学校に提示（前年度10月頃）。
- ・各学校及び教育センターの希望を基に、各教育委員会と本専攻教育実習部会が相談の上、実習先を決定（前年度2月頃）。

○実習先のマッチング（当該年度）

i) 研究課題の決定

これまでの実習での学び、及び各ミドルリーダー養成コースの現職教員学生が勤務校で今後担う各自の役割を想定した上で、自らの研究課題を決定（4月～9月）。

ii) 実習先の選択

前年度に決定した本専攻の教員が講師・アドバイザー及び指導者として関わる実習先（各学校及び教育センターの研修会）の一覧を現職教員学生に提示し、現職教員学生は各自の研究課題から90時間以上（半日3時間、1日6時間）となる様に「実習ⅡA（仮説形成）」及び「特支実習ⅡA」の実習先を選択。

iii) 実習先選択の留意点

現職教員学生の研究課題、勤務校種及び専門領域によっては90時間以上の実習先を選択できないことも想定される。その場合、勤務校種ではない校種や専門領域以外の研修内容に関わることにより、より広い研究についての視点を持てること等、実習部会教員が指導助言を行う。また、自分の研究課題を狭く捉え、実習先を選択できない場合にも、どのように考えることによってそれぞれの実習先での実習が各自の研究課題に関わっていくのかを指導する。

○実習ⅡA（仮説形成）及び特別支援教育実習ⅡA（仮説形成）の概要

i) 実習期間

10月～2月

ii) 実習内容

- ・実習先の実態把握、課題の分析及び課題解決のための実践を本専攻の教員とともにを行い、その結果を参考に2年次に行う実習での課題解決のための仮説を形成する。

また、各教育センターで行う研修会については、参加者の実態を把握し、どのような研修会に効果があるかについて、本専攻の教員とともに企画し、実践・評価を行い、それを基に2年次で行う実習での仮説の形成を行う。

- ・12月以降、11月までの実習を振り返り実習計画を再設計する。課題設定、課題解決のための仮説形成の再設計にあたっては、指導教員と十分に協議を行う。また、毎月末には、個人課題や学校課題の解決状況を整理し、必要に応じて翌月の活動を調整する。

○ 実習ⅢA（課題検証）及び特別支援教育実習ⅢA（課題検証）について

ミドルリーダー養成コースの2年次の実習は勤務校で行う。なお、実習ⅢA（課題検証）及び特支実習ⅢAについて、実習校を確保するために、青森県教育委員会が以下のように調整を行うことを承諾している。

- ・青森県の現職教員が、本専攻受験応募時に、応募者と応募者の所属長が、応募者の勤務校を2年次の実習先の連携協力校とすることを、応募要項等で周知できるようにする。

② 学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コース

○ 実習ⅠB-1（課題把握）及び特別支援教育実習ⅠB-1（課題把握）について

本実習は、事実の収集と分析の仕方を学ぶことを目的とし、本専攻が指定した全ての学校での30時間の実習に学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学生全員が参加する。

本実習では、附属学校、県立高等学校を実習先とする。なお、県立高等学校について、確定している連携協力校15校に含まれる高等学校で実習が行えない場合は、実習施設の調整実施承諾書に基づき、青森県教育委員会が調整の上、実習を行う県立高等学校を決定することとなっている。

○ 実習ⅠB-2（課題把握）、実習ⅡB（仮説形成）、実習ⅢB（課題解決研究）、実習ⅣB（課題解決検証）及び特支実習ⅠB-2（課題把握）、特別支援教育実習ⅡB（仮説形成）、特別支援教育実習ⅢB（課題解決研究）、特別支援教育実習ⅣB（課題解決検証）について

学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学部新卒学生については、就職希望校種及び担当希望科目等を考慮し、学部学生時の教育実習を省察した上で、実習校を選択する。具体的な流れは、以下のとおりである。

○実習校の決定・マッチング（前年度）

- ・本専攻入学前年度の2月に就職希望校種及び担当希望科目、さらには、学部学生時の教育実習を省察した上での仮の研究課題を本専攻に提出させる。
- ・青森県教育委員会及び弘前市教育委員会と本専攻実習部会と協議の上、学校教育実践コース・教科領域実践コース・特別支援教育実践コースの学部新卒学生と連携協力校のマッチングを行う。

○実習の概要

i) 実習ⅠB-2（課題把握）及び特支実習ⅠB-2（課題把握）（1年次前期）

実習ⅠB-1（課題把握）及び特支実習ⅠB-1における連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・BⅠ）」及び「特支教育実践研究法（特支教育実践研究Ⅰ）」を通し、真の研究課題を自ら把握するための方法を学んだ上で、連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び連続5日間の集中実習における実践に基づいて、自らの研究課題を1年次前期終了時に設定する。自らの研究課題については、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生によるメンター実習、「教育実践研究法 A・B（教育実践研究 A・BⅠ）」及び「特支教育実践研究法（特支教育実践研究Ⅰ）」の授業担当教員の指導、実習校の実習指導者の助言を得た上で把握し、設定する。

ii) 実習ⅡB（仮説形成）及び特別支援教育実習ⅡB（仮説形成）（1年次後期）

連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を通して自ら設定した課題の解決のための仮説を考え実践することに重点を置く。仮説と実践の分析については、実習校の実習指導者の助言、本専攻の実習の担当教員、そして、本専攻の実習部会教員を通して「教育実践研究 A・BⅡ」及び「特支教育実践研究法Ⅱ」との連携のもとで行う。なお、学校フィールド実習では6時間以上は学部新卒学生単独で実践授業等を行うようにする。

iii) 実習ⅢB（課題解決研究）、実習ⅣB（課題解決検証）及び特別支援教育実習ⅢB（課題解決研究）、特別支援教育実習ⅣB（課題解決検証）（2年次前・後期）

1年次で身に付けた授業力及び子どもへの対応力を、連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び連続10日間の集中実習を通して自己課題解決のための仮説を立てた取り組み、省察、仮説の検証をしつつ改善を加えていくという研究的な手法を活用しながら、教育全般に関わる実践力修得のための理論と方法を理解する。なお、実習校の実習指導者の助言とともに、本専攻の実習の担当教員が「教育実践研究 A・BⅢ、Ⅳ」及び「特支教育実践研究Ⅲ、Ⅳ」の基で実践の省察を行い、改善案を考え、また、新たな課題を見出すことにより、研究成果をまとめていくものとする。学校フィールド実習では前期は4時間以上、後期は6時間以上、学部新卒学生単独で実践授業等を行うようにする。

2) 指導体制及び教員の実習担当の分担

① 各実習の指導体制（実習部会教員、担当教員、実習指導者）

○実習部会教員

本専攻に「実習部会」を設置し（詳細は「4. 実習部会の設置」を参照）、本専攻の専任教員10人のうち4人を実習部会教員として配置する。原則、年度毎に輪番で担当し、研究者教員と実務家教員がそれぞれ1人以上含まれることとする。

実習部会教員は、各実習科目の企画、連携協力校を含む実習施設の実習指導者との連携調整及び指導支援、学生及び本専攻教員の実習に関する相談、助言、指導を行う。

※「専任教員」…教職大学院の運営及び教職大学院の実習指導を主に担当し教職大学院の職務に専念し、教職大学院をリードする教員

○担当教員

各実習において、実習の場での実際の運営、実習施設での指導、実習の引率指導等を行う担当教員を配置する。なお、各学生の指導教員*が実習の担当教員となる場合もある。

※指導教員…各学生の日常の学習の主たる助言・指導及び2年次の成果発表会（「教育実践研究発表会」）に向けた長期の指導を行い、学生ごとに1人の教員を配置する。

○実習指導者

連携協力校を含む各実習施設において、実習施設の所属教員（職員）から実習指導者を置き、実習施設での指導及び本専攻との連絡調整を行う。

したがって、各実習科目においては、1人の学生に対して、本専攻の実習部会教員、本専攻の各実習の担当教員、そして、実習施設の実習指導者の3者が、常時関わる体制をとる。なお、実習の担当教員が実習部会教員である場合は、その実習を担当しない他の実習部会教員が実習部会教員として学生の指導等に当たることとする。

② 実習担当の分担

本専攻では、実習科目については実務家専任教員10人（令和3年以降は4人増えて14人の予定）の専任教員が指導に当たる。なお、各学生の「指導教員」は1年次後期開始時に決定する。平均2～3人の学生の指導を全ての専任教員が担当する。

（【資料16】参照）

- i) 全コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習・ミドルリーダー養成コースのメンター実習【実習ⅠA-1（課題把握）、実習ⅠA-2（課題把握）、実習ⅠB-1（課題把握）及び特支実習ⅠA-1（課題把握）、特支実習ⅠA-2（課題把握）、特支実習ⅠB-1（課題把握）】

1年次前期に行う事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及びメンター実習は、本専攻の専任教員の中から2人（研究者教員1人、実務家教員1人）が輪番で担当教員となり、引率・指導を行う。

- ii) ミドルリーダー養成コースの授業実践省察実習【実習ⅠA-2（課題把握）及び特支実習ⅠA-2（課題把握）】

本実習では、理論と実践の往還・融合を実現するものとして、＜基礎科目＞「学びの様式と授業づくり」及び「教科領域指導研究」での学びと連動させながら授業研究を行い、教育実践についての課題を各学生が把握することを目的としている。したがって、「学びの様式と授業づくり」及び「教科領域指導研究」の担当教員が、本実習の担当教員となる。

- iii) ミドルリーダー養成コースの1年次後期の実習【実習ⅡA（仮説形成）及び特支実習ⅡA（仮説形成）】

全専任教員が1つ以上の研修会の講師を受け持ち、担当教員として実習指導を行う。
5回程度(15時間～30時間)、連携協力校や教育関連施設に出向く。

iv) ミドルリーダー養成コースの2年次の実習【実習ⅢA(課題検証)及び特支実習ⅢA】

- ・2年次進学 of 年度当初に学生は、指導教員及び勤務校と相談の上、「実習計画書」を作成し実習部会に提出する。実習部会は実習が意図的計画的に行われるかどうかを点検し、時間数や実習の意図が不明確な場合には、学生に指導を行い「実習計画書」の修正をさせる。さらに、実習部会は、随時、実習についての点検を行い、実習が年度当初の計画通り進められているのかについて確認をする。指導教員は担当教員として「実習計画書」に基づき学生の勤務地に出向き実習を行う。
- ・本実習は2単位(60時間)であるので、1日6時間とし、年間10回程度となる。したがって、指導教員は、原則、月1回程度、担当教員として現職教員学生の勤務校に実習指導に出向くこととなる。

v) 学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学校フィールド実習・集中実習【実習ⅠB-2(課題把握)及び特支実習ⅠB-2(課題把握)】

1年次前期に連携協力校で行う学校フィールド実習及び集中実習については、実習部会教員のうち3人が、2週間に1回程度、連携協力校において巡回指導を行う。3人の教員構成については、研究者教員と実務家教員とがそれぞれ1人ずつ入るようにする。また、連携協力校での実習時は、各連携協力校の実習指導者が常時指導を行う。

vi) 学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学校フィールド実習・集中実習【実習ⅡB(仮説形成)、実習ⅢB(課題解決研究)、実習ⅣB(課題解決検証)及び特支実習ⅡB(仮説形成)、特支実習ⅢB(課題解決研究)、特支実習ⅣB(課題解決検証)】

1年次後期以降に連携協力校で行う学校フィールド実習及び集中実習については、各連携協力校の実習指導者が常時実習指導を行う。本専攻の各学生の指導教員は、原則、実習の開始時と終了時に連携協力校に出向き、担当教員として指導を行うものとするが、状況によっては適宜実習校において指導を行う。

また、実習部会教員が常時相談、協議、助言、指導を行う旨、学生及び連携協力校に周知するとともに、定期的に巡回指導等を行う。

○ 特支実習について

上記のi)～vi)の実習について、特別支援教育についての実習が開講される場合は本学教職大学院の特別支援教育実践コース専任教員が事前事後指導を含めて実習を担当する。

3) 実習の記録と省察

全ての実習においては省察を重視するため、ポートフォリオ(実習日誌)を作成する。ポートフォリオは、単に活動記録を記すだけでなく、＜教育実践研究科目＞と連動をさせ、課題の発見、解決のための仮説の形成、実践改善の過程とそれに対する省察の成果を記録できるものとする。ポートフォリオには、実践の計画、収集した事実

を記録できるようし、さらに、省察の結果も記すことができるようにする。

なお、ポートフォリオは、日々、1日の実習が終了する度に、翌日までに本専攻の担当教員（学校フィールド実習・集中実習においては連携協力校の実習指導者）に提出をさせ、評価を行うとともに、ポートフォリオの記述内容の質を担保するようにする。

＜教育実践研究科目＞の授業では、ポートフォリオの記述を手がかりに個人及びグループで省察を進める。省察の結果は、ポートフォリオの「省察」欄に追記され、以後の実習を改善するための手がかりとする。

4) 実習部会の設置

連携協力校の教育活動への参加が円滑に実施できるように、教職実践専攻会議の下に「実習部会」を組織する。実習部会は、本専攻の教員から実習担当責任者を1人配置し、実習全体の企画・実施・評価等運営の責任母体となる。そこでの決定事項は、専攻の全教員が共有する。また、学生からの実習に関する相談を実習部会の教員が応じる。

なお、教職実践専攻実習部会は教育学部附属教育実践総合センター実習部門会議と緊密に連絡をとり、毎月1回の教育学部附属教育実践総合センター実習部門会議への参加等、連携して連携協力校との交渉を行うようにしていく。

(3) 連携協力校との連携体制と方法

1) 連携の具体的方法

現在教育学部と学部学生によるサポーター実習校との間にある「弘前大学研究教育実習・学校サポーター実習連絡協議会」に本専攻の実習部会教員を加えた新たな「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」を設け、年間2回の会議を開催する。この会議では、次の事項を協議する。

- ・連携協力校における教育課題に関する事項
- ・実習の期間、学生とのマッチングなどの調整、企画に関する事項
- ・実習の評価に関する事項
- ・実習の成果の検討と改善に関する事項

2) 相互の指導者の連絡協議会の設置

「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」の設置と同時に連携協力校の担当教員と本専攻の担当教員とで定期的な協議を行う。そこでは、次の事項を協議する。

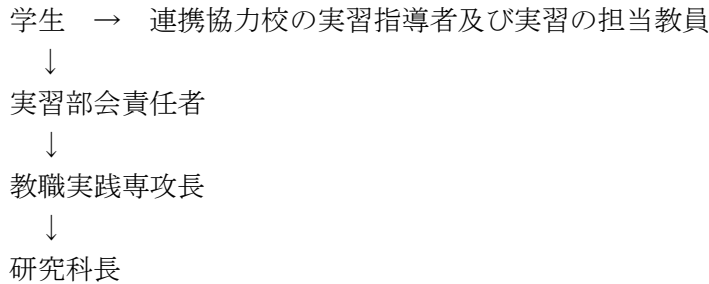
- ・実習の具体的な内容に関する事項
- ・実習中に生じたトラブル等に関する事項

また、教育学部附属教育実践総合センター教育実習部門が、連携協力校の担当者と本専攻の担当教員との連絡・調整を行うこともある。

3) 危機管理体制

① 学生に関する連絡体制

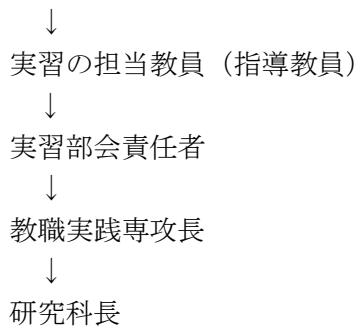
実習中にあつては連携協力校の危機管理マニュアルに従って対応する。



② 連携協力校教員に関する連絡体制

連携協力校側からの相談窓口とは、電話及びメールで対応する。

連携協力校の実習指導者 → 本専攻の実習部会教員（相談内容に応じて）



4) 実習前、実習中、実習後等における連携協力校との調整・連絡

本専攻の実習は、その形態については、連携協力校との話し合いで調整する。また、学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生については、連携協力校は原則として2年間は実習を受け入れる。2年以上継続して連携協力校となることもある。

(4) 単位認定等評価方法

1) 成績評価の基準と方法

学生が提出する実習ポートフォリオ等に基づいて担当教員が評価を行う。評定点を総合して決定する。成績は、秀(90点以上)、優(80～89点)、良(70～79点)、可(60～69点)、不可(60点未満)とする。

2) 単位認定等の評価方法

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生の実習の評価方法は、以下のとおりとする。
・実習での活動、ポートフォリオ（事実の収集及び分析をした記録、実践記録等）及び

実習施設の実習指導者の意見を踏まえて総合的に行う。なお、各実習の評価原案は、実習の担当教員が作成する。

- ・実習部会は、＜教育実践研究科目＞での発言内容を授業担当者から聞き取り、その上で、実習の担当教員の評価原案を基に、評価案を作成する。
- ・作成された評価案は、実習部会での承認を経て、教職実践専攻会議で報告され評価として決定する。

学校教育実践コース、教科領域実践コース、特別支援教育実践コースの学部新卒学生の実習の評価方法は、以下のとおりとする。

- ・連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習は、実習での活動とポートフォリオ（事実の収集及び分析をした記録）と実習施設の実習指導者の意見を踏まえて総合的に行う。なお、本専攻の実習の担当教員が評価原案を作成する。
- ・連携協力校での学校フィールド実習及び集中実習の評価は、実習での活動（授業実践、子どもとの関わり）とポートフォリオ（実習日誌、実施授業の指導案、授業記録など）を基に、連携協力校の実習指導者が評価原案を作成する。
- ・実習部会は、＜教育実践研究科目＞での発言内容を授業担当者から聞き取り、その上で、本専攻の実習の担当教員の評価原案、または、連携協力校の評価原案を基に、各学生の指導教員と協議の上評価案を作成する。
- ・作成された評価案は、実習部会での承認を経て、教職実践専攻会議で報告され評価として決定する。